

## 令和3年度第6回行政改革審議会

- 1 開催日時 令和3年11月10日（水）14時00分～18時10分
- 2 開催場所 福岡県庁行政棟（10階）第1会議室（オンライン併用）
- 3 出席委員 9名
- 4 会議次第
  - (1) 県政モニターアンケートの結果について
  - (2) 民間活力の活用と多様な主体との協働・連携の推進
  - (3) 総括審議
  - (4) 外部評価
  - (5) その他

### 5 議事録

事務局：それでは、定刻になりましたので、第6回福岡県行政改革審議会を始めさせていただきます。

本日は、津田会長、辻副会長、池田委員、境委員、勢一委員は県庁にお越しになつての出席で、それ以外の委員はリモートでの出席でございます。

また、井上委員、片峯委員、権藤委員、佐々木委員、二又委員、南委員からは欠席の連絡をいただいております。津田会長におかれましては、所用により15時15分頃で退席と伺っております。谷委員からも16時頃、途中退席との連絡を受けております。

本日は、まず前回からの積み残しとなっております（1）県政モニターアンケートの結果の報告と、民間活力の活用と多様な主体との協働・連携の推進の審議を行った後、総括審議を行います。そこで一旦休憩を挟みまして、外部評価で10事業の評価を行っていただきます。

この後の議事につきまして、津田会長、よろしく願いいたします。なお、津田会長退席後は辻副会長に進行をお願いします。

会 長：それでは、早速審議に入らせていただきます。本日の議題は、先ほど事務局から説明があったとおりでございます。それでは、説明をお願いします。

（県側説明）資料1 県政モニターアンケートの結果について

会 長：ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いします。

委員：モニターアンケートの結果についてということだったんですけれども、その他の意見のところは、結構私も周りの人から出てくるような内容があって。例えばデジタル化であれば、デジタル化できない職種の人たちに負担がかからないようにとか、在宅勤務に対しては、在宅勤務が可能な企業が限られていると思うと。私も保育所等々をしていますので、やっぱり在宅でできることではありません。その他の意見というのには結構重要な項目が入っているなど拝見して思いました。アンケートを取った後、どのような形で施策に反映されるのか、これからの改革審議会の中でどういうふうな形で反映されていくのかをちょっとお伺いしたいなと思いました。

県側：行政経営企画課でございます。アンケート結果の施策への反映でございますけれども、この後、このアンケート結果につきまして庁内全体で共有をさせていただきまして、今日これから後ほど、またこの行政改革審議会でも最終的にいただく答申の方向性について御相談させていただければと思っているんですけれども、その最終的な答申の案文の中に、ここで出たような意見についてなるべく反映した形で、また皆様にお示しをして、審議会でもまた御意見をいただいて、最終的な答申に反映できればと考えております。

委員：ありがとうございました。

会長：ほかに御意見、御質問は。

委員：御説明ありがとうございました。アンケートをどう読むかなんですけれども、例えば問1で、デジタル化、オンライン化は積極的に進めたほうがよいという選択肢が5割から6割なんですね。これは多いのか、少ないのかちょっと微妙だなと思って。ただ、これは選択肢を見ると、ちょっと中立じゃないなという感じがして。2番が、デジタル化、オンライン化は、雇用が失われたり情報管理が困難になったりすることがあるので慎重に進めたほうがよいというのが、それは何か、答える側が気になるような短文で、大分こちらに誘導される部分があったのではないかという気がしています。この1番の割合は、実はもっと積極的に支持しているのではないかと。例えば問3で、行政サービス向上では、手続のオンライン化が圧倒的に要望の1位なんですね。これはデジタル化、オンライン化しないとできないわけですし、電子納付なんかもまさにそうだと思いますので、少し設問の立て方、選択肢のやり方を含めて、アンケートの趣旨をもう少し丁寧に読むというのが必要かなと思いました。

問4も、実はそういう基準で選択肢を見ると、本当はもっと、人員削減云々というよりは、人員配置含めて効率的にしっかり選択をしてほしいという趣旨が入ってくるのではないかという気がしまして、読み方について、できればもう1回丁寧に確認した上で施策に反映していただければと思います。

県側：了解しました。申し訳ありません。1番の設問も、すみません、事務方で考えた

ときに、デジタル化、オンライン化は積極的に進めたほうがよいと。その反対として進めないほうがよいというのが、本当はそのような選択肢になるべきなのかもしれないのですが、それを選択する人がいるのか、どうかなともちょっと考えて、すみません、このような形になってしまったのですが。おっしゃるとおり、結局、選択形式にしてしまっているのです、うまくみ取れていない意見があるかと思しますので、そこもしっかり丁寧に考えながら、答申案のほうにも反映させて、また御相談させていただきたいと思います。

会 長：ほかにございませんか。

副会長：今回の現状調査を見ますと、今、指摘もありましたけど、逆に言うと、指摘も出るぐらい、いろいろ工夫してはやっていると思うんですね。これはもともとモニターに対する質問で、県に対してどっちかという好意的に回答してくれる人たちが対象にやっているアンケートなので、少しディストラクティブなことを聞いて、それを前提にするというのも一つの考え方ではあると思うのですが、やっぱり重要なのは、御指摘あったように、この結果をどうやって施策に生かせるかなんで、それはこれから具体的に成果を見せてほしいと思うんですね。その中で、問5にふるさと納税のところもありまして、これはふるさと納税で税額控除なので、当然、普通、製品の魅力でやるのはとがめられないというか、その流れになっているんだけど、製品の魅力に引きずられながらも、自分が興味あるもの、関心あるもの、分野だとか、そういうのを実施している都道府県とか市町村を応援したり、自分のつながりを持っている事業、そういうのをつくってもらうだとか、ここにどうやって誘導していくか、そこが県庁の腕の見せどころです。どちらかという市町村中心の事業なので、県が自ら魅力ある産品を並べて、お金を取ってくるというよりも、仕組み、市町村にどうやってつくりやすい環境を整備するかが問われるところだと思うんですね。それなんか、事務局として今まで工夫しているようなところ、それから今後工夫できそうなところは何かありますか。

県 側：産品ですか。

副会長：産品というか、うまく県民の人たちに、単なる商品獲得というか、産品獲得以上の興味を持って地域に関わってもらうというのをつくっていききたいということですよ。

県 側：そうですね、はい。やはり興味、関心のある分野・事業とか、クラウドファンディング型のふるさと納税を今後実施していければということ税務課から聞いていますが、単なる産品の競争みたいな、ふるさと納税の本来の趣旨から逸脱してしまわないように、ふるさとに投資をしてもらうというか、しっかりその分野・事業や、自分に何らかつながりがあるですとか、そういったところをしっかりと納税者に感じてもらう納税をしてもらえるような事業を実施していきたい

いと考えております。

会 長：ほかにございませんか。

委 員：御説明ありがとうございました。2点ほど申し上げます。一つは、やっぱりこういう調査票での質問は、比較できるようなものが本当はよいので、例えば問1に関しては、1番で6割ぐらいなんだけど、多いのか少ないのか分からないという話がありましたけども、ほかのところでも多分こういう調査をやっていると思うので、そういうものと同じ調査票を使うほうが、比較ができて、ここよりも多かったです、少なかったですと。

あるいは、国がやっている調査があれば——多分やっているだろうと思うんですけども、そういう調査票等も、ちょっと工夫したいなと思っても、やっぱり同じ調査票、質問項目を使うと比較できるので、そちらのほうがよろしいのではないかなと思います。

2点目は、特に問1に関してですが、選択肢の2番目というのは、これは条件付になっているので、どこに反応して答えているのか分からないですよ。雇用が失われるからいけないと思っているのか、情報管理が困難になるからいけないと思っているのか、そういうのとは無関係に慎重に進めたほうが良いと思っているのか。こういう質問の仕方はしないようにするというのが原則なんですよ。どこに反応しているか分からないので。

そしてまた、やっぱりしないほうが良いというような、デジタル化、オンライン化はできればしないほうが良い、あまり進めないほうが良いとか、シンプルな選択肢があったほうが良いです。それにみんなが答えていなければ、しないほうが良いという意見はありませんでしたよねと言えるので。

そういう意味で、1番、2番、とにかく進めたほうが良いということになっていて、しないほうが良いという意見が反映できないので、そういうようなちゃんと啓発というか、そういう質問の仕方をしたほうが、特に問1に関しては分かりやすく感じないかなと思っています。以上です。2点です。

県 側：大変申し訳ありません。設問の段階で、しっかりそこまで考えて設定すべきでありました。ほかの調査票と、あと同じように設定したほうが、比較できるという御意見につきましても、今回もうやってしまったので、次回以降、参考にさせていただきますと思います。

会 長：ほかにございませんか。

委 員：すみません、大体アンケートに対していろいろ御意見が出ていると思うのですが、この今回のアンケートのくくり方というかな、ここから何を導き出そうとしているのかというのが、多分答える人もはっきり分からないんじゃないかなと思うんです。アンケートって結構難しく、あまり多くすれば答えたくなくなるし、簡単にすれば目的が達成できないし、どういうアンケートをすると本当にこっちが

意図しているような、何というか、方向性が出せるかというの、なかなか難しいとは思いますが。

何かもう少しくり方というか、ふるさと納税なんかも、今回の支援は基本的にふるさと納税を推進するという立場で出されてあると思うのですが、本来、ふるさと納税自体を推進すべきかどうかというところが本当はその前にあって、ふるさと納税というのは御存じのように税金の奪い合いみたいになってしまっているところがあって、結局、高額所得者の方が、その分を恩恵が受けられるというような制度なので、そういうところもある中で、この視点としてどうなのかなというところもあるし。何かこうくり方で、アンケートの、何をこれであぶり出そうとしているのかと、ちょっとよく見えないかなというのが。これは非常に答えやすいアンケートだとは思いますが、何かこれをもって、じゃあ、何を導き出そうとしているのかがなかなかちょっと見えにくいのかなという気がします。

会 長：関連する意見なのですが、ちょっとこのモニターそのものが、質問内容そのものが行政側の行政改革というのが頭にあって質問しているので、方法論を聞いてしまっているんですね。住民の方に方法論を聞くというのはちょっとおかしいんじゃないかと思いました。どういうサービスをもっとこういう形でやってほしいとか、そのサービスを受けられる側の立場の発想で住民の生活に根づいたところの話を聞きたいのであって、県庁の行政をどうする方法でやっていくという聞き方はちょっとまずいのではないかと私は思います。そこから方法論を導くのはこちらがやることで。

だから、どれをもっと頑張ってほしい、どれはもう要らないんじゃないのというような、サービスを受ける側の立場の声を聞くようなことが、やっぱり住民に対して聞くことだと思います。

県 側：御指摘いろいろありがとうございます。今回、その県政モニターアンケートの仕組みとして、やっぱり設問数が限られていたというのがありまして、6問ぐらいが限界だったので、それでこの行政改革大綱について、大体四つぐらい柱があるものですから、一つの柱ごとに1、2問ということで、今回このように設問を設定させていただいたんですけれども。会長と委員からも御指摘いただきましたとおり、そもそも県政モニターアンケートで聞くということは、やっぱり行政サービスに直結するようなものについて、確かに設問をもう少し絞って、もうちょっときめ細やかな設問設定にして聞いたほうが確かにいいかもしれませんので、ちょっとそうした方向でも、これはもう大綱、行政改革全体についてそこを聞いてしまったような形になっているんですけれども、次回以降はしっかり行政改革全体ではなくて、行政サービスに直結するようなところ、県政モニターアンケートで県民の方々から意見を特に聞かなければならないところに絞って行かせていた

だきたいと思います。

会 長：ほかに御意見、御質問よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

会 長：ないようですので、次に進ませていただきます。次の議事の説明をお願いします。

事務局：それでは、議事の(2)民間活力の活用と多様な主体との協働・連携に移ります。

資料2、行政情報の効果的な提供と県民ニーズの把握について、県民情報広報課から御説明いたします。

(県側説明) 資料2 行政情報の効果的な提供と県民ニーズの把握

会 長：ありがとうございます。それでは、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

委 員：ありがとうございます。広報媒体の一覧を拝見したときに、インターネットの活用等をすごくされていて、若者向け、外国の方向けの情報も発信されているので、それはすごくいいなと思ったのですが、やはりまだ、御年配の方とかパソコンを使えない方もたくさんいらっしゃる現状からすると、もうちょっとテレビ番組とか紙媒体のほうを重視していかないといけないのではないかと。まだ過渡期ではあると思いますので、年配の方でも気軽に県の情報を収集できるような方向性はやっぱりもうちょっと取っていったほうがいいのではないかなと感じました。また、先ほどのアンケートの中にもあったのですが、市と県の管轄の違いというのが、私もよく戸惑うことがあるんですけども、同じことを市のほうに確認すると、それは県の管轄ですから県のほうへ連絡してくださいとかよく言われるんです。せっかくインターネットがあるのであれば、その辺のすみ分けをはっきり、自分で調べれば分かるような方向性で、一覧であるとか、この問合せは市、この問合せは県と、すぐ入手できるようなことも広報活動としてはお願いしたいなと思います。

県 側：まず紙媒体の充実についてですが、現在のところ、「福岡県だより」を2か月に1遍、各戸に配布いたしております。なかなか、今、流れとして紙媒体よりも、特に若者を中心に、どうしてもインターネットで情報を取得する方が多いですし、正確な情報というのは最終的に紙だと掲載できる情報量が限られてしまうこともございます。今の「福岡県だより」もどうしても簡単な案内や入り口の情報だけを載せて、その先はホームページを見ていただく、もしくは担当課にお問合せいただくという仕組みとなるため、限られた紙面に何をどう載せるのかは、私たちも苦慮しているところです。

一方で、県民にとって行政サービスを一番身近に提供しているのは市町村ということで、市町村の広報紙の方は少なくとも月に1遍、多いところでは2回、配布されております。先ほど言ったとおり、県と市とどちらに問い合わせたらいいんだとかということもなかなか分かりづらい部分も確かにありまして、その辺は私たちだけではできないので、市町村広報担当者とも場合によっては話しながら進めていきたいと思っております。

県としてどうしても、県の情報を市町村の広報に載せてもらいたいときには、市町村に依頼もしますし、市町村の事業であっても、県民全体に関わるものは県の広報媒体、特にテレビ番組は市町村ではなかなか資金的なことも含めまして非常に負担が大きいということで、そういったものは県のテレビ番組を使って市町村情報についても発信していきたいと考えております。

委員：ありがとうございます。

会長：次をお願いします。

委員：よろしいですか。紙媒体での情報発信ということで、「福岡県だより」のお話が出ましたけど、各戸配布は結構大変なんですよ。それぞれの地域から配るのが大変だ、実際読んでいるのだろうか、そういう声もよく聞いています。

できるだけ、やっぱり配布物等については、市町村としては簡素化したいという、そういう思いがあります。市町村は広報を出しているのだから、広報に一本化するほうが。例えば、広報の1ページを確保してもらって「福岡県だより」のページにするとか、その分については、例えば誌面占有料みたいな形で市町村を支援していただければ全然問題ないと思うし。

そうであれば、毎月出しているのだから、例えば、今回は2分の1ページ分のこの原稿ですよと完成原稿をもらえれば、全然記事にするのは問題ないので。今回は1ページですよみたいな感じでやられたほうが、見るのも見やすいかなと。

広報の延長で福岡県の情報を見ることができるとし、当然その市町村の広報に載せるということは、そこに載っている関係課については、少なくともその情報について問合せに応えられるようにはなっておかないといけないので、そういうところの連携も当然前提になってくると思いますけど。そうすると市町村との連携の一つの在り方というか、そういうのにもつながってくる可能性があるから、少し検討していただいたほうがいいかなと思います。

とにかく、現場で、区長さんたちに配り物をお願いするときに、やっぱり多いんですね。結構多いときはお叱りを受けたりすることがあります。そこら辺もそろそろ少し考えてもらっていいんじゃないかなと思います。

県側：大変貴重な御意見です。県の広報紙である福岡県だよりは2か月に1回の発行ということで、市町村との連携というのが非常に難しいので、これから市町村と話していかないといけないと考えています。どうしても、うちのスケジュールと、

市町村もそれぞれの配布のスケジュールというのがあって、例えば2か月に1遍、同じもので皆さんできるのかとか、非常にその辺の細かいスケジュール、実際的には委員がおっしゃるとおり、市町村の広報紙に一本化し、その中で、「ここは県からのお知らせのページです」とした方が、住民サイドからは物すごく分かりやすいんじゃないかなと、私自身も思います。あとは60市町村個々の発行スケジュールと、うちのいろいろな広報のスケジュールをどういう形で調整していくのが一番の課題になってくると思います。

今、実際の配布物については、福岡市はポスティング、久留米市はポスティングと老人クラブ。北九州市は自治会経由で、あとは残りの57市町村は市町村の広報紙と一緒に区長さんたちに配布してもらっています。

こうした配布方法の違いを踏まえた調整が必要ということで、一緒になると分かりやすいという部分も物すごくある。その辺は県でも将来的な紙媒体をどうしていくかというのも含めた中で大きな検討課題です。確かに各戸配布するというのは非常に負担が大きいし、今の配送網というのをどう維持していくかという課題もございますので、すぐに答えは出ないかもしれませんが、検討はしていきたいと思います。

会 長：ほかにございませんでしょうか。

委 員：いいですか。ありがとうございます。教えていただきたいのですが、県政モニターなのですが、これは補足資料のほうに内容があって、これを拝見すると、県政モニターの確保というのは、アンケートに答えたり、県政に関する意見や提案を出す。多分これはどちらも、以前は紙媒体なのがインターネットになったのだと思うんですけど、それ以外に、例えば10年ぐらい前と比べて変わった点とかというのは何かあるんでしょうか。

県 側：10年ぐらい前。

委 員：分かればで構いません。

県 側：最近変えたのは、インターネットモニターに変えることによって、まずモニター数を増やしました。300から400ということで、モニター数を増やしたということはしております。あとは、基本的なやり方というのが実施回数、今まで年3回、紙だったらやっていたのを、6回にしてもらったということです。

それと、あと、全て、今まで300人のときは公募240名、市町村推薦60名だったのを、全て公募ということでしたと、その点ですかね、大きな点は。

委 員：ありがとうございます。デジタル化の恩恵ということだろうと思いましたが。十分それで県民の声を受け止められているというのであれば、支障ないのかと思いますけれども。やはり県民相互の意見交換というのも、恐らく県政の理解を深めるのには有益なのかなと思ったりはしてはしまして、そういう点では、せっかくオンラインでいろいろできるようになっていますので、モニターさん同士がいろんな



世代を含めて意見交換したり、ディスカッションしたりとか、ワークショップみたいなことをするというのを、ちょっとそういう意味では、やや令和的な改革なんかもしていてもいいのではないかなとちょっと思いましたので、意見ですけども、御検討いただけるとありがたいです。

県 側：斬新な意見をありがとうございます。どのような仕組みをつくればそういった場ができるのか、それをどう集約していくのかという、もう自由にテーマを持って言ってもらえただけなのか。最終的に広報課が全て施策について聞いている県政モニターについても、先程のようにテーマを持ったところが、それぞれの各部局の方で設問を設定してしまいますので、そういったものの中に生かすのか、広くいろいろ議論してもらおうのかとかいうやり方もあるのか。それとも、やっぱりテーマを決めてするのかとか。あとは場をどう設定するのか。この場では即答できませんけど、一つのアイデアとして、ちょっと考えてみたいと思います。

委 員：私のゼミで、時々、行政のテーマについて議論するときに、実際にその担当職員の方とかに来ていただいて、例えば、パブリックコメントをしているような案のようなものを学生と一緒に議論すると、双方向で話をすると、理解が深まるだけでなく、自分が読んだときにはそのように理解できなかった部分を正しく理解するという作業にもなるんですね。なので、資料とかを見て回答するという、それ自体、意味があると思うのですが、その自分の理解が正しいのかどうか。もっと違う考え方もあるんじゃないかと。相対化するという意味では、少し双方向的な調査の工夫があるといいかなと思いました。やり方は多分いろいろあると思いますので、特に今、御回答いただくつもりではありませんでしたので、何かの形で御研究いただけるとありがたいなと思います。

会 長：ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

委 員：ありがとうございます。公式LINEの使い方についてちょっとお尋ねしたいんですが、私は公式LINEに登録しているのですが、今年の夏とかも、やはり大雨、梅雨時期の後にも大雨が来たりしましたが、ああいうときも、私は福岡市のLINE登録もしているんですけど、福岡市は結構、雨が降ってきましたとか、この川が危ないですみたいな、そういうのが頻繁に来たのですが、県のほうからあんまりそういうのが来なかったなという印象があります。

その辺、市町村に任せているのかも分かりませんが、私は福岡市周辺しか選択していないので、例えば筑後地方とかというので、市町村が小さいと、やっぱり県が積極的にそういう災害の予報とかというのを出してあげる必要があるかと思うので、その辺りをどのように対応をなさっているのかということをやっとお伺いしたいと思います。

というのが、大雨が降り始めて、ちょっと大丈夫かなと思ったときに、県から何か来たなと思ったら、県がたまに配信なさっている「ふかぼりっ！」というのが

あるかと思うのです。テーマ決めて、どこかに行って。それが来たんですね。この時期にこれはないだろうみたいに思いまして、どういうふうにご利用なさって。災害のときって、やっぱりLINEってすごく活用度が高いと思うんですけど、LINEはやっぱり高齢者なんかも結構登録、ほかの自分でネットを探しに行くというのは難しくても、LINEだと、向こうから通知が来るだけなので、結構利用なさっている方が多いと思うので、有用性はすごく高いと思うんですよ。そういう災害のときにやっぱりLINEをもっと活用するという体制をお考えいただいているんだろうと思いますけど、もう少し、どんなふうになっているのか。そして、もっと活用してもよろしいんじゃないかということ、ちょっとお伺いと、それからお願いと意見です。以上です。

会 長：どうぞ。

県 側：県の公式LINEについてですが、まずは登録していただいております。今年度、県の公式LINEから災害に関する情報のセグメント配信を開始したのですが、「避難をしてください」という警戒レベル3以上の避難情報についてのみ配信するようにいたしました。これは、あまりに頻繁に配信されると、ブロックされることがあるということで、住民の方に対して行動を起こしてほしいというレベルについて、県の方から配信しようということで、LINEについては、避難情報レベル3「高齢者避難」指示以上の情報について配信するようにさせていただきました。一般的な防災情報については、同じ県公式LINEの別のところから県の総合防災情報を選択していただければ見られるということで、セグメント配信につきましては避難情報の3以上に今回は限らせてもらっています。

こうした災害情報の発信については、広報課もですけど、防災の担当部局とも話して始めたところなんです。これらの内容は、市町村が出した情報を基に配信するため、文章が長くなっていたり、バランスが取れていない点もあったので、そうしたことも踏まえながら、随時見直しをしていきたいと思っております。

ツイッターでは、そういったものに限らず、より拡散してほしいということで、避難情報に限定せず、防災に関する様々な情報を発信しているところでございます。

会 長：よろしいですか。

委 員：分かりました。ありがとうございます。ただ、レベル3に限られているということ、ちょっと私も知りませんでしたけど、登録してはいたけども。どうなんでしょう。警報が出たらもう出すとかというの、その辺りはお任せしますけども。やはり、とにかく逃げ遅れない。そのための情報をどうやって提供するかという、そういうことを日々考えていただけると。ありがとうございました。

会 長：ほかにございませんか。それでは、次に進ませていただきます。説明をお願いし

ます。

事務局：それでは、議事の（３）総括審議に移ります。総括審議では、まず行政経営企画課から資料３の福岡県行政改革審議会答申の方向性について、を説明いたしまして、その後、前回審議会後に各委員に対して、総括審議で審議したい事項を照会した結果、回答のあった意見・質疑について審議を行います。

（県側説明）資料３ 福岡県行政改革審議会答申の方向性について（案）

事務局：続きまして、各委員から回答のあった意見について御説明いたします。まず、津田会長から、行政改革大綱の実施状況報告を受けて、次期行革大綱における教育事務所の見直しについて議題としたいと回答がありました。また、辻副会長から、教育事務所の見直しについてを議題としたいと回答がありました。この二つは関連する事項となりますので、最初に津田会長、次に辻副会長から御発言をお願いします。

会 長：現在の行革大綱の実施状況報告の中で、教育事務所の見直しのみが検討中となっていますが、この事項は次期の行革大綱でどのようになるのかということをお伺いしたいと思います。

副会長：私のほうも、今まで議論が出てきた中で、やっぱり審議会の中で、限られた時間の中で効果的に議論していくためには、割と県の中に重要なもの、それでいて、範囲が比較的広いもの、それから今回、大きなテーマとして、県と市町村の連携関係を考えなきゃならないというようなことを考え、この根底には、今回非常に力を入れている中でDXの在り方。このDXを働きやすい環境づくりや、それに対するサービス向上、利便性にどうやってつなげられていくかということを見ると、やっぱりこの教育事務所の中の給与事務の在り方、集約の在り方、このDXの在り方というのは、非常に象徴的で、考えるべきことじゃないかと思います。たしか記憶によれば、一応、教育委員会のほうも今後の在り方については、検討をしているということで、クラウド化なんかも含めて対応されるということだったので、今、検討中のことであれば、非常に全県的な働き方改革の象徴的な存在だし、市町村との間の連携についても非常に分かりやすいものになるのではないかと思います。ぜひ、今の検討状況がどうなっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

会 長：事務局からお願いします。

県 側：教育委員会、総務企画課です。まず、検討状況等につきまして御説明させていただきます。小中学校と教育事務所における給与事務については、これまで紙ベースで執り行っておりますけれども、GIGAスクール等の進展に伴って、各学校そして各市町村の教育委員会、こちらのネットワーク環境が一定程度出来上がり

つつあります。そういったことで、この環境を用いて、クラウドサービスを活用して、これまでの紙ベースのやり取りを、ネット環境を使ってできないかということ、昨年度から少しずつ、業者等と相談しながら検討を進めておりました。現段階でいけば、来年度から3か年程度かけまして、各市町村教育委員会と関係団体等もございますので、そういった関係するところと調整を行いながら、実際に導入できるクラウドサービスの内容の検討、そして、それに必要なシステムの開発と運用のテストと、それを行った上で、準備が整ったところからクラウドサービスの稼働を進めていきたいと思っております。これについては、一斉にということではなく、まず、どこかの教育事務所を一つのモデルとして、その後の調査や状況の確認をしながら、全県的に広げていきたいと考えております。

一方で、現在教育事務所が行っている給与関係事務については、今、我々人事給与システムというものを使って、正規職員に対しての給与の支払いとか、もろもろの業務を行っているわけですが、小中学校の場合については、学校に非常勤講師といったものがございます。このような人事給与システムでは対応できないような職員がおりますので、そういった職員についても、どうやって効率化を図りながらやっていくのか、併せて検討していきながら、まずは教育事務所の給与事務の集約化を図る。そして、教育事務所の事務部門の全体的な在り方も含めながら、鋭意、検討をしていきたいと思っております。

次期行革大綱につきましては、先ほど言いました令和4年度から6年度にかけてテスト運用等を重ねながら、一部稼働していく。そして、できれば、8年度までに全体で進めていければと考えております。

会 長：今のお話で、皆さんから追加の質問や御意見ございましたらお願いします。

副会長：教育関係は非常に裾野が広いので、クラウド化も含めてシステム化の対象はいろいろあり得ると思うんですね。今、冒頭御説明ありましたとおり、国がともかくタブレットを取りあえず配るということで、タブレットだけ配って、本当にどうやって効果を上げるのかと。その後、任されたほうはその効果をどうやって上げていくのか、みんな知恵を絞らなきゃ駄目で、大変なところもあって。今、割と国の動向も見ながらやっていかなきゃならないというところで。ただ、やっぱり、子供に対する影響ですとか、父兄に対する影響、教員に対する影響は非常に大きいので、そこのところを、一方で射程に置くことも重要なんですが。

もう一つ、やっぱり教育事務所の伝統的な事務として、給与関係の支給事務ですね。これは従事している事務職員からすると、結構数も多いですし、これについては、市町村と県の中で割と交渉しながら、しかも大元締は国の給与のシステムがありますので、全く自分勝手にできるわけではないですけど、しかし、今までの延長線上の中で、しかも常勤部分を中心に、市町村会計部分を除いて計画的にやっていくと、やっぱり職員のほうから見ても、割と煩わしい、正確さばかりが

要求される事務から解放されて、もう少し政策的なものに結びつきやすいですとか、それから市町村と県の間でも、年度末ぎりぎりになってこれが来るとか来ないとかで、紙のやり取りで混乱するだとか、こういうようなものがうまく改正されていくと考えると、この給与部分の支給事務部分については、もう少し何か前倒しで、踏み込んで検討して、場合によっては県のほうが主体的にもう少しやり得る余地もあるのではないかなという気がするんですけど。

この部分についてもあれですかね、やっぱり全県でというよりもモデル事務所をつくってそこで検討したほうがいいのか、全県でやったほうがいいのか。じゃあ、その場合の、今、自然体でいくと、給与事務がいつシステム変換になるかにもよるんですけど、そののことも含めてちょっとお聞かせいただけたらと思います。

県側：そうですね、まず、今、昨年度から本年度にかけて、各市町村とか各小中学校のネットワーク環境とかの調査をさせていただきました。多くが、市町村については、L GWANのネットワーク環境を使って業務をやっているような状況がございました。そうなりますと、L GWANというのが、非常にセキュリティーが高い。一方で、データのやり取りにデメリットの部分があると聞いております。なおかつ、各市町村で統一されたL GWANのネットワーク環境というのはなくて、やはりどうしても差があります。同じ市町村内の教育委員会と学校の中でもちょっと差があるといったことで、そういった環境をつぶさに調査をして、極端に言えば、個別に対応しながらシステムを作り上げていく必要があるということがある程度分かりましたので、より詳細な調査をして、まずはモデル的なところから対応せざるを得ないというのが現状認識でございます。

副会長：でも、県の中には複数持たなきゃ駄目になるんで、それはそれでまた面倒くさいですよ。

県側：そうですね。ですので、まず、県のほうは一本のシステムとしますが、市町村の方は、市町村ごとに差があるでしょうから、それに個別にどれだけ対応できるのか。市町村の方も県と同じにすることができるのであれば一番いいのですが、どうしてもできないときについては、どういった対応ができるのか。できれば同じ形でやっていきたいのですが、そこら辺については、詳細な調査をする必要があると思っております。

副会長：これは多分教育事務所だけじゃないと思うんですけど、やっぱり今、なるべくシステムは標準化していこうと。普通はそのシステムは標準化されていませんから、ましてやそれに提供しているベンダーは様々の中でやっているんで、これが何か一つに統一されてやっていくというのはかなり時間のかかる話だと思うんですよ。

ですから、割と福岡県の今の給与システム自体を中心に統一して、それに完全に市町村でも乗りやすいところと、比較的その調整が必要なところと、そこら辺の

ところは多分その圏域ごとに違うんじゃないかと、市町村ごとに違うので、割と県一本でDXの財政を整備していくような形で、しかし、少し早めに具体化して成果が見えるような形で対応するというのもあり得るようには思うのですが。給与支給事務ですから、直接子供に接する業務ではないので、比較的管理もしやすいイメージもあるんですが、そのところはどうなのでしょうね、

県側：そうですね、おっしゃる御意見のとおりだと思います。できるだけ早い段階で進めたいと思いますし、併せて単純な給与情報の送受信ということではなくて、他のシステムもその中に加えることで、より簡単にデータのやり取りができるとか、そういった方法がないとか、そういったものも業者の方と、現在、どれがより簡易に、お互いより簡単に、そして低コストでできるのかというのを並行しながら検討しているような状況がございます。

副会長：そうですね。ちなみに、うちの大学も結局、給与関係支給事務改定になると、一番負担の重くなるのは逆に教員だったりして、自分でどこまで入れるかという、何か生じたりすると、これはこれでまた結構大変な問題で、単にシステム間のやり取りだけで済まないような側面もあるので。

変に進むことはないと思うんですけど、しかし、着実に成果は見えやすい。そこに従事している職員の苦労も比較的軽減しやすいところなので、ぜひこういうものが、職員の苦労もなくなり、県民サービスを向上すると。しかも今だと、大体財政課のほうはこういうシステムを入れることについて非常に消極的ですけど、今回の場合、仮に行革の中で効果を上げるという意味では、予算的にも多分私は配慮してもらいやすいのではないかと思いますので、ぜひ積極的に考えてほしいと思います。

県側：ありがとうございます。

会長：ほかによろしいでしょうか。民間でこういうことをやるときに、仕事ぶりを変えるというのが鉄則なんですよ。今までこういうやり方をやっているからシステムをいじるというのはもう絶対やらないというのがやっぱり鉄則で、その辺のところ、システムにはこういう標準システムができたから、仕事ぶりを変えるという、いろんな場面でいろんな人にある意味啓蒙していくという場面がもう一つ必要になると思いますけども、だから、結構抵抗勢力があって、必ず出ますので、そのところをどう啓蒙していったら、最終的な形で、先生が言われるように、メリットがこれだけあって、全体的にトータルで見るとこれだけのメリットがあるというのを明確にしながらぜひぜひ前に進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。ほかにございませんでしょうか。それでは、事務局お願いします。

事務局：では、続きまして、提出のあった他の意見について御説明いたします。まず1点目に、「DXの推進体制について、福岡県では副知事がトップとなっているよう

ですが、国でいうところのデジタル監のような役職を置いているところも多く見受けられます。D Xのような全庁横断的なプロジェクトの推進には強力な調整権を持つ役職が必要と考えますが、D Xに係るプロジェクトの推進体制、マネジメントやリーダーについての県の考えをお伺いしたい」というのが一つです。

それから、2点目といたしまして、「現在の福岡県のオープンデータサイトは非常に活用しにくい状況ですが、エクセルやC S Vで公開するといった検討だけでなく、庁内の内部データとしてオープンにされていないデータがまだ多くあると思いますので、それらについてできるだけ公開するべきと考えますが、データのオープン化に関する方針について、県としてどのように考えているか、お伺いしたい」というのと。

もう一つ、「他県ではどのようなデータが公開されているのかを確認されているかどうか併せてお伺いいたします」ということです。

会 長：では、事務局のほうからの説明をお願いします。

県 側：デジタル戦略推進室です。私からD X戦略の推進体制について説明させていただきます。15ページの資料4を御確認ください。県では今年度からD X戦略の策定及びその推進、国のデジタル庁設置に向けた対応、市町村のデジタル化推進など、社会全体のデジタル化を積極的に進め、県の施策への第4次産業革命技術の活用をさらに加速するため、県政の総合企画や連絡調整を担う企画・地域振興部に令和3年4月、デジタル戦略推進室を新たに設置しております。また、その室長には、民間出身の情報技術分野を専門とする職員を配置しております。さらに、D X戦略につきましては、戦略の策定及び推進のため、副知事を委員長とし、各部署局長及び会計管理者、教育長、県警本部長で構成されるD X戦略推進委員会を設置しております。

また、実務的な協議や調整については、事務局であるデジタル戦略推進室を中心として、企画・地域振興部次長を会長に、各部主管課長や会計課長、県警本部、教育長からなるD X戦略の幹事会で行うこととしております。

また、外部視点や事業を実施する専門的見地から、D X戦略に対する提言を行う外部有識者及び関係課を委員とする分科会も設置しております。このような体制の下で、全庁横断的に縦割りを解消しながら、D Xを推進していくこととしております。また、オープンデータサイトでのデータ公開の方針について説明させていただきます。本県が保有するデータにつきましては、平成29年1月に制定した福岡県オープンデータ推進に関する指針において、法令及び条例等による制約があるものを除いて積極的にオープンデータとして公開することとしております。今後もこの方針に基づきまして、オープンデータの公開を積極的に推進していきたいと考えております。

また、現在、九州地方知事会の各県広域連携事業の取組や九州オープンデータ推

進会議を通じて、九州各県や県内市町村とオープンデータに関する情報の連携を行っているところです。

会 長：それでは、皆様のほうから御意見、御質問あればお願いします。

委 員：ありがとうございます。DXの推進体制ですけども、やはり、なかなか縦割りでやってきたものを横串でやるというのはすごく難しいことだと思います。それで、委員長の副知事は、それは結構なのですが、その下に、デジタル監がないのかみたいな話をしましたが、そういう形じゃなくても結構だと思うのですが、やっぱり実務的に本当にどのように推進していくべきかという方針をきっちり理解していて、そして、各部局がちゃんとやっているのかということを取りまとめて、それで遅れているところにはもうちょっとやってほしいとかという強力な推進者が必要だと思います。そういう推進者がいないと、なかなか進んでいかないだろうと。みんな同じレベルに、同じような速度で進んでいかないだろうと思うので。その辺りのことについて、やはり必ず、委員長がまさかそれを個別にやることはないだろう。委員長、副知事はお忙し過ぎるし、それはないだろうと思いますので、やはりそうした、各部長が推進委員会にお入りだということなので、各部長の中でどなたかでもいいかと思うのですが、やはりその中で全体を積極的に取りまとめて進めていくという、そういう方が必要なのではないかと、これをちょっと申し上げたいということです。

そういう役割を果たすために、国ではデジタル監というのがいるのだらうと思うのですが、そういうデジタル監という役職じゃなくても、それに当たるようなものをつくりつけていかないと、なかなか進んでいかないのではないかと、そういうことを申し上げています。その辺りはいかがでしょうか。

県 側：この委員会の場では大きな、やはり全体としての方針をお話しするので、そうした実務的な協議をやっぱり設ける場が必要だということで、今回幹事会というものを用意して、具体個別の話については幹事会のほうで議論させていただいて、そこで決まった大きな方針を推進委員会のほうで、各部長を通じて下ろしていただくという形を現在体制として取るようにしています。また、各事業そのものの進捗等については、こちらの事務局であるデジタル戦略推進室のほうで確認をしながら進めていくということで、特段、デジタル監というような役職の方を置かずに、体制としてそちらのほうをカバーしていくという形で現在考えております。

委 員：下からやるべきことを幹事会で考えてやって上げていくという方向ではないのではないかと思うのですね、DXというのは。

県 側：下から上げていくよりも、すみません、事務局として、調整は幹事会のほうで行った上で、全体として委員会のほうから上意下達の形で指示を下ろすという形を考えているということです。



委員：多分DXというのは、やっぱりこうあるべき、こういうふうに進めていくべきだというきっちりした方針があって、それをやっていると。それを進めていくという、そういう形なんじゃないかと思います。そうでないと、やっぱりできることしかやらないとなりがちなので。だから、その辺りを強力に、つまり説得もしながら進めていかなければいけないと思いますので、そういう役割を本当にこの組織形態で果たせるのかという、そういうことについてお伺いしたいんですが。

県側：行政経営企画課から御説明させていただきます。委員おっしゃるとおり、デジタル監というような役職は福岡県では置いていない次第にはなるのですが、先ほど説明の中でありましたような、ここのDX戦略推進委員会の事務局とは、デジタル戦略推進室のほうに室長として民間出身の技術系の方を置いて、そこで、しっかり全庁的な方向性のプロジェクトの素案とかそういったことも作成しまして進めていくということになっております。

おっしゃるとおり、トップダウンで進めていくことが改革を進めていく上では必要なので、そのトップダウンで行う場としては、委員長が副知事であるこのDX戦略推進委員会があって、さらにその下には幹事会で進めていくということになりますけれども、幹事会の会長は企画・地域振興部の次長が置かれていまして、その企画・地域振興部というのが、情報戦略、デジタル戦略推進室が入っていくようになるんですけれども、そのデジタル戦略推進室長がしっかり戦略の方向性を描いて、企画・地域振興部で音頭を取って、副知事トップの下、県庁全体として進めていきたいと思っていますので、おっしゃっているデジタル監はいないんですけれども、だからといって全然その司令塔がないということではなくて、デジタル戦略推進室室長と、あとは、委員長は副知事としてDX戦略推進委員会があって、そういう体制でやっていきたいと考えているところでございます。

会長：すみません、お話し中、ちょっと時間が差し迫っていますので、一言だけ意見を。民間でいうと、CIOというのを置いて、チーフインフォメーションオフィサーというのを置いて、社長の権限をそこでは振るうと。彼自体は、デジタルをどう使うかということの絵を100%理解していると。こういうふうにしたいという夢を持っている人をそこに置いて、社長権限で下に下ろさないと、絶対に失敗します、というのが民間では普通です。ですから、副知事が夢を持ってDXをやる、かくあるべしというところまでいければ成功すると思いますけれども、そうでなければ非常に危惧を持ちますということを書いて、ちょっと去ります。すみません、申し訳ないです。誠に申し訳ない。

委員：私も同じ意見です。

会長：すみません、本当に申し訳ない。

県側：今現在、確かにこういう形になっているんですけれども、委員会の中で出た意見も踏まえながら、内部で検討をさせていただきたいと思います。

委員：やっぱりこれについては、期間を短く、本当に実効性ある形でできているのかどうかということについて検討いただいて、それでもしもやっぱりあんまり思ったほど進んでいないということになったら、やっぱり組織体制から見直していただくということを考えていただきたいというのが、ちょっと私の追加の意見です。

県側：行政経営企画課なんですけれども、進んでいないかどうかということになりますと、このデジタル戦略推進室も今年の4月に設置された形になりまして、それでDX戦略、今まさに同時並行で検討しているような形になるのですけれども、その結果が出る段階にはまだ達していないといえますか。

委員：もちろんそうです。だから、今後、ほかのものよりももっと短いスパンで、ちゃんと成果が上がっているのかどうかということについてチェックしてほしいと。それで、やっぱり思ったほど進んでいないということになったら、体制そのものをやっぱり考えていただくということを今後やっていただきたいということをちょっと追加で申し上げますということです。

県側：承知しました。そのときはしっかり検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

副会長：その他、いかがですか。

委員：方向性の御説明、ありがとうございました。一つ教えていただきたいんですけれども、資料3で11ページのところで、定義や課題などが書いてあって、最後が4で改革の柱というので、12ページ以降、具体的なリストが出ているという構成だと理解をしているのですが。これでいいますと、2の(1)のところの社会経済情勢の変化の中で書いているワンヘルスの部分が特段反映されていないような気がいたしまして。確かにワンヘルスアプローチは、今、特にコロナ禍を経てかなりいろんなところで議論が始まっているワードで、もっとコロナ前にさかのぼると、生物多様性の保全のところから来ている考え方なのですが。これはたしか県では条例の制定がされたと記憶しているんですけど、これは今回、行革の議論の中で何かお考えの取組等があるのでしょうか。あるようでしたら教えていただきたいということです。

副会長：お願いします。

県側：ワンヘルスにつきましては、今年の4月に保健医療介護部の中にワンヘルス総合推進室が設置されておりまして、そこで今、現在、ワンヘルス推進行動計画策定に向けて検討が進められているところになります。各分野のその専門家ですとか、行政機関とか、入った推進協議会というのがつくられて、そこで議論されているところとして、その計画では、保健環境研究所と動物保健衛生所が相互に連携したワンヘルスセンターの整備などが盛り込まれる予定であると聞いております。そのほか、方針の方向性のところで、人材育成の推進を書かせていただいたところなんですけれども、その中でもワンヘルスやDXなどの新たな課題に対応する

専門人材の育成、確保ということについて記載したいと考えておまして、ワンヘルス関係ではそのようなことを盛り込めればと考えております。

委員：ありがとうございました。専門人材の育成は非常に重要だと思いますので。特にこのワンヘルスアプローチ、分野横断的ですよ。人間、動物、生態系のほうなので、多分関連する部局も横断的になると思いますので、そこをうまく取りまとめていただいで進めるような体制をつくっていただければと思います。

県側：ありがとうございます。

副会長：次、お願いします。

委員：2の課題項目ですけども、社会経済情勢の変化の中で挙がっている中で、脱炭素というのは対象にならないのでしょうか。今、COP26ですかね。世界的な動きがかなり加速して、日本もかなり加速して、県で脱炭素の目標を掲げているところも多い状況ではあると思うんですけども。

県側：おっしゃるとおり脱炭素についても大きな課題になると考えておまして、持続可能性といいますか、そういった関係につきましても、SDGsに基づく取組の推進という項目を一つ掲げておりますので、この中で環境問題に限らず、ジェンダーの平等に向けてですとか、様々な経済社会、環境、いろいろ広範な課題についてはこのところで記載させていただきたいと考えています。

委員：ちょっとこの世界の動きとか考えると、もちろんそのSDGsの17の目標があって、基本的に持続可能な開発目標ということで、いろいろな分野でその目標を掲げているんですよ。その辺りはちょっと次元が違うのかなという感じがするんですけど。

県側：なるほど。あと、具体的な脱炭素、グリーン化に向けた取組ということになりますと、行政改革の一方で総合計画が今現在議論されている形になりますと、県の取組としては、そちらのほうで具体的に脱炭素の取組ですとか、課題等も明示的に書かれるというような形になりますと、ちょっとそこはすみ分けを行いながら検討して取り組んでいきたいと考えております。

副会長：どうですか。今に関連して何かありますね。結構、SDGs関係は非常に大きくて、あれですよ、SDGsもさることながら、投資関係でいくと、ESG投資の中に集約してきて、ESG投資に基づく、民間企業といたら、そのランキングがどこになっているかと。AAAからCCCまで含めてどこにランキングしているかというのが資金調達に非常に大きな影響を与えるので、世界に対する情報発信としては、そこにしっかりランキングされているかどうか勝負ポイントに今なりつつありますよね。

昔、ISO標準がありましたけど、その行政版みたいなような形に匹敵するかどうかは別にして、ESG投資で、なおかつ日本の県の中で理念的に満たしていくべきものをこの中でどう満たしているかが十分説明責任を果たせるようなもの

をつくると、世界に対しての情報発信効果はあるかもしれませんよね。そうすると、1項目で少し言及しているかというよりも、もう少し今回のこの行革大綱全体をやることによって、大きなSDGs、それから行政版のESG投資に向けた施策をこれだけ実施しているんだという説明責任をもう少しもっと果たしたほうがいいんじゃないかという見解だと思うんですね。それはそれでやると、またそれは大事ではあるけど、しかし、一つの考え方としてはあり得るかなと思う。それは思うんですけど、それはいかがですか。

県側：SDGsに掲げられているような目標について、細分化した形。

副会長：細分というか、ESG投資の中に見合うような形でこうやっていくと、ここまで大体行政として満たすべきところは満たしているんだというような説明責任の果たし方にはなっていないんですね。

県側：その行政改革大綱のほうだと確かになっていないんですけども、先ほど申し上げました総合計画のほうで、総合計画に掲げられたそれぞれの課題について、SDGsに掲げられている17の目標のどこにこれが該当しているかというようなことは、そちらで整理して取り組まれる形とはなっております。行政改革大綱のほうでも、もちろんSDGsに基づく取組を推進しなければならないと思うんですけども、必ずしも全てがそのSDGsに掲げられているようなゴールと合致するわけでもないんですね。

副会長：ESGのほうでね。

県側：ESG、はい。

副会長：今の答弁だと、だから、総合計画レベルではESG投資をかなり意識した説明責任をある程度果たしているのではないかという御説明ですね。それも含めて少し検証してみましょう。その他いかがでしょうか。よろしいですかね。すみません、手が挙がっていました。お願いします。

委員：11ページの現下の環境・課題の設定のところ、少子高齢化の進展というのが二つ目の丸にあるんですけど、これと併せて人口減少時代をどのように捉えるかというのも課題なのかなと思っています。

国の地方制度調査会では、そこを見越して、例えば、市町村の合併によらない広域連携であるとか、資源の共有化なんていうのも議論がなされておまして、そこに対する県の役割なんかというの結構議論があつていて。ただ、新型コロナが感染拡大した関係で、そこが大きく議論としてはメインになったと記憶をしておるわけでありますが、やっぱり、そういう人口減少をしていくと、どうしても財政のパイも縮んでいきますので、そこを見通したその県の組織や運営の在り方なんていうのも考えていく必要がありますし、一方では、新型コロナというのは、人口が都市部に集中をこの間してきたんですけど、それが例えば企業ではサテライト勤務が増えたり、あるいは、異動を前提としないという企業も出てきたとい

うことを考えますと、ある程度、地方へも分散する可能性もあっていて、そのときに、今の県の組織や、アナログ的なんですけど、人の配置の問題とか、そういうところも考えていく必要があるのかなと思っています。

ただ、この大綱の計画期間は5年間なんで、そこまで長期的に書くということにはならないと思うんですけど、すぐに軌道修正ができるというふうにはないので、ある程度その課題としてそこは見ておいたほうがいいのかと思いますので、発言をしました。

副会長：これも大きいところの指摘ですね。

県側：おっしゃるとおり、今、言われましたとおり、人口減少につきましても大きな課題だと考えておりますので、少子高齢化の進展ということだけでなく、人口減少についてもしっかりと課題として触れるように、答申のまたお示しする際に盛り込んだ形で記載させていただきたいと思います。

副会長：それでは、その他、いかがでしょうか。

委員：すごく細かなことで本当に恐縮なんですけど。私、つい最近も、今日はリモートで参加していますが、県庁で別の会議に参加しました。結構、県庁に行って参加することもあるんですが、細かい話で本当に恐縮なんですけど、13時半から始まる会議だったのですが、13時過ぎにトイレに行っても、何かいっぱい女性職員が歯磨きをしている。13時、ちょっと今あれかなと思って、13時20分頃行ってもまだ歯磨きしている人がいる。一体休みはいつなのみたいな。ほかの時間帯に行っても結構歯磨きをしている人が一人、二人いたりするんですね。歯磨きする時間というのは休み時間にやるべきことだと思うんですけども、これかというと、Iの3のコスト意識とかということになるかと思うんですが。何というんでしょう。例えば以前だと、喫煙時間を、勤務時間中に喫煙するのはどうかみたいな話があったかと思うのですが、男性職員はあまりないのかもしれませんが、女性の職員、歯磨き時間が結構長いのではないかな。あれを税金払っているのかと思うと、ちょっとそれは考え直してほしいなという感じですね。1日に例えば10分から15分使っているとすると、毎日出勤していれば、1週間に1時間ぐらい歯磨きに使っている。月にすると4時間ぐらい使っている。そうすると、年にすると40時間分ぐらいは使っているということになるので、ちょっとその辺り、本当に時間管理はどういうふうになさっているのかなというのをちょっとお伺いしたいのと。それから、歯磨きに関して、私、以前からよく見ていたんですけど、以前はまあいいかみたいな感じだったんですが、やっぱりコロナが始まって、歯磨きで集団感染しているケースもあるので、やっぱりそんなところに、歯磨きしているところに行ったらちょっと手を洗いたくないんですね。やっぱり職員用のトイレがないからしょうがないのかもしれないけど、こんなところの、県庁のトイレでコロナなんか感染したくないなという気持ちがあるんで、ちょっと

その辺を、昼の歯磨き人口が増えてきたような気がするので、もう歯磨きじゃなくて口内洗浄液で済ますとかという、何かそういうこともちょっと。これはやっぱり支払われている時間だというのであれば、そういうようなことについてちょっと考えていただきたいなど。全員分が、1人当たり40時間が全員になると、結構な時間になると思うので、一人一人なら1日10分、15分いやとかと思っても、そういう問題じゃないんじゃないかと思います。すごく細かい話で恐縮なんですけど、このところ何回か県庁の会議に行っても、いつ行っても誰か歯磨きしているみたいな感じなので、その辺りどういうふうになっているのかなというようなことについてちょっとお伺いしたいと思います。すみません、細かい話で。

副会長：お願いします。

県側：行政経営企画課でございます。委員御指摘のとおり、歯磨きにつきましては、やっぱり業務と関係ないことですので、基本的には業務時間外にやっていただくべきことだと思います。今現在の県庁の体制といたしまして、コロナの関係で、お昼の時間を分散して取得しておりまして、11時半から12時半の組と、12時半から13時半の組がありまして、11時半から13時半の間に幅広く昼休みになっている職員が分散しておりまして、なので、13時半ぐらいまでは恐らく休み時間にやっている職員になるのではないかと思います。コロナ対策の観点から、職場のところで歯磨きするのはどうなんだということですけども、おっしゃったように、我々も思っておりまして、休憩時間の歯磨きについては、なるべく短時間で、かつ分散して行うようにと指示もしておりまして、その結果として、私も思うんですけども、いろんなトイレに分散して歯磨きをされている方が多くて、確かにどこのトイレに行っても誰かが歯磨きしているというような状況ではございます。こういった御意見があったということは、人事課とかそういうところとも共有したいと思いますので、そこはちょっと貴重な御意見として今後検討させていただきたいと思います。ただ、多分ほとんどの職員は休み時間中にはやっていると思っております。

委員：私もそうであってほしいと思います。ただ、2時ぐらいに行ってもやっている人を見たりするのですが、それはそれでいいとしてですね。コロナ感染というのがありましたから、勤務中は家にいるのと同じようにはできないんだということは、やっぱりちょっと。だから本当に口内洗浄液だと、もう、多分10秒ぐらいです。20秒か。20秒で済むので、そういう方向にちょっと考えてほしいなど。やっぱりトイレに行ったときに、常に何か誰かがいて、そういうのをやってということも落ち着かないので、ちょっと細かいことで恐縮なんですけど、そういうことです。以上です。ぜひ検討していただきたいと思います。

県側：検討させていただきます。

副会長：その他、お願いします。

委員：ちょっと認識面というか、まとめ方の問題として、全部の事項が重要度が同じように見えてしまうというかですね。例えば、13ページのIVの2の最後の企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用というのは、たしか前回、御説明があったときに、なかなかこれは現実的には難しいところもあるのかなというようなお話もあったかと思うんですけども、それも何か大きな三つの柱の一つのように書かれているというのが、何となく、打ち出すものとしてどれを主に力を入れていくのかとかいうことの、このまとめ方が分かりづらいのかなというところがあって、もし何らかの工夫ができるのであればぜひお願いしたいと思ったんです。

県側：こちらは、方向性として示させていただきまして、大体柱立てとか項目とかはこういう形で、次回の審議会で答申案は整理させていただいて、また御議論いただければと考えているところなんですけれども、一つ一つの重要性というところにつきましては、そうですね、今回、一番御議論をいただいたのはそのDX関係ということが多かったと思いますので、そういったところでDXと働き方改革の推進を一番初めに持ってきていまして、なかなかほかの項目で優劣つけがたいところはあるんですけれども、例えば、順番で、その順番を実現可能性が低いものについて後のほうにするですとか、何かしら工夫した形で答申案を示させていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員：ありがとうございます。

副会長：それでは、そのほか何かありますか。

委員：そうですね、何も発言していなくて恐縮です。特に、皆さんの意見で、よい御指摘ではないかと思っています。追加はないです。

副会長：それでは、一通り皆さんから御意見をいただきましたので、実は予定の審議時刻が大分超過しているということもあり、ここの総括審議のところは、今日はここまでとしたいと思います。長くはなっていますけど、しかし、ちょっと休憩も取りたいので、ここで5分休憩を取らせていただきまして、この時計はちょっと遅れていますから、この時計でいうと50分ぐらいになりますけど、私の時計だと45分過ぎぐらいから外部評価から再開したいと思います。よろしくをお願いします。

（ 休 憩 ）

副会長：ちょっと予定より随分時間が超過しておりまして、今日、この後、外部評価を九つ想定しています。今後のスケジュールを考えると、今日は持ち越してできないということなので、割と効率よく、しかるべき議論をしっかりしていきたいと思えます。

それでは、まず、外部評価の1番目になります。事務局から説明をお願いします。  
事務局：個別の事業につきまして、担当課から説明させていただきますが、1と2の事業については関連する事業となりますので、まとめて御説明を差し上げた後、審議を行っていただきます。

(県側説明)

- ① 東京圏からの移住就業支援事業
- ② 福岡県移住・定住促進事業（移住支援金の支給）

副会長：それでは、皆さんのほうから御意見、御質問をお願いします。いかがでしょうか。

委員：関連する事業ということで一緒に説明を頂戴したのですけれども、この両事業の関連性というのは、1ページのほうの事業で、マッチングサイトを運営して、そこに求人を企業から出してもらって、それを見て、すぐにマッチングが無事にできて、移住してきた人たちに対して移住支援金が出るというのが3ページからの事業ということなのですか。

県側：基本はそうでございます。最初に国が設計したときにはまさにそのとおりでございました。令和元年から始まっておりますが、結果が出ていません、昨年度、国のほうで大きく見直しを行っております。そこで、マッチングサイトだけではなくて、市町村のほうで関係人口として認めたものや、テレワークで、本人の意思でテレワークをする場合の方も認めるというような形にしております。ただ、これは国の制度がそうしておりますけれども、実際にやるのは市町村のほうですので、市町村のほうでそれをやると言わない限りはできないということです。

委員：分かりました。当初の国の制度設計とはちょっと今離れているということですね。

県側：要件が広がっています。

委員：分かりました。そもそもの国の制度設計がどうなのかというところはあるのかもしれませんけれども、そうだとすると、個別にお伺いしたいことがあります。

まず、最初のほうのマッチングサイトの事業については、これは成果指標が、掲載数、掲載された求人数ということになって、確かに多いほうがいいわけですが、なぜこれは320が目標としてなっているのかという設定根拠と、あと、結局マッチングに至らなければ、幾らページ数が多くても意味がないというところなので、成果指標としてこれでいいのかどうかということについてのお考えをお聞きしたいです。

3ページからの事業については、これも成果指標は支給件数でもあるんですけれども、先ほどの変更をしたと、変更になったということではいきますと、これは市町村のほうから取り組まなければ、なかなか県のほうとしては進めることも難しいと思うので、むしろこれは市町村のほうにいかに取り組んでもらえるかという



ようなところを見るというか、働きかけるというところが大事だと思うんですけども、その辺に対しての取組とか、あと、見通しについて、少し教えていただければと思います。

県側：資料の2ページの成果指標の欄の下に 指標の考え方というのを記載しておりますけれども、この320というのは、もともと国がルールとして、求人はどんな種類でもいいよということではなくて、地方創生に資するものを自治体できちっと選びなさいというルールがございまして、地域経済への波及効果などの観点で地方創生に資する法人を選定せよという全体のルールがございまして。それを踏まえて、福岡県では、成長産業分野と呼ばれる地方創生の中で示しているものがありますので、そういった分野を中心に、あるいは市町村から推薦する企業を中心に求人を集めていこうという考え方をやっております。成長分野の企業数、それから一般論で中途採用比率みたいな指標がありますので、それを掛け算して、現実的にどのぐらいかとはじき出したのが積算の根拠ということになります。

KPIとしての適正性ということで、これは移住支援金とセットではあるんですけど、このサイト事業のKPIとしては、やっぱり着実にそのサイトに載る求人を増やしていくというところが一番大事な部分だと思いますので、この指標を用いているところではありますが、我々内部で、関連して、このサイトをしっかり見てもらっているか、ビュー数というのも、令和元年度から始めて、最初は月に2,000ぐらいだったものが、令和3年度は月に6,500ぐらい、着実に増えております。

また、サイトに登録をしていただいて、そこから応募するという流れになるんですけども、その登録者数も、これまで累計で110人なんですけど、令和2年度65人、令和3年度、これまでの半年ぐらいで40人、毎年着実に増えております。その中で、移住支援金の対象になる人となるとちょっと絞られるのですけれども、サイトそのものの意義というのがあるのかなという手応えはありますので、引き続きそういういい面を伸ばしながら、先ほど少し申し上げたPRの部分も含めて評価をしていきたいと思っております。

県側：市町村に対する働きかけでございまして、今年度から個別訪問をさせていただいて、直接市町村訪問をさせていただいて、制度の説明をさせていただいております。今年はその訪問した中で、1市が今年度途中から始めております。来年度検討していただけると今話をいただいているのが、6市町でございます。

また、アンケート等もやっておりますので、アンケート等も見ながら、検討を迷っておられるようなところには積極的にアプローチしていきたいと考えています。

委員：ありがとうございます。恐らく、先ほどのマッチングサイトの成果指標の国の条件の部分も、市町村のほうの検討状況に関しても、恐らく現場のニーズと合っているかどうかというのが多分本質的な問題で、国の基準に合うような形で集める

求人が本当に地元のニーズと合うかどうかというところを、ぜひ、県のほうが一番御存じだと思いますので、そういう実態に合うようにこの制度を上手に活用するという方向でやっていただければと思います。市町村だと、熱心なところは、移住促進はかなり前からやっていますので、そのポリシーに合うか合わないかというところもあると思います。そこは何かうまく調整し、意見交換などを行って進めていただければと思います。

県側：ありがとうございます。市町村推薦の求人は業種を限定せずに受け付けるという形にしていますので、そこをしっかりと今後伸ばしていきたいと思っています。まさに御指摘のとおりだと思います。しっかりと頑張りたいと思っています。

副会長：その他、いかがでしょうか。

委員：市町村推薦の求人というのは、そのエリアの中にある企業はどこでもサイトに載せるということですか。

県側：そうです。移住支援金に参画しておられる市町村であって、その市町村の管内にある会社、就業地がその市町村という求人であれば、推薦をいただければ載せられます。

委員：ちなみにどれぐらい参加されている？

県側：市町村ですか。26です。

委員：参加されている市町村というのは、傾向として大きな市でしょうか。

県側：九州の中で市町村数としては、福岡県は実は参加率が低いんです。福岡都市圏の人口が増えていますので、先ほどもちょっと移住定住の考え方、ポリシーという話がありましたけども、そこもちょっと影響しているのかなと思います。それから、ちょっと福岡の特殊事情としましては、福岡都市圏に人がおられますので、基本は東京23区、国が設定したときには、そこから引っ張ってくる人よりも、県ではあれですけども、福岡都市圏からというところのお考えのところもちょっとありますので、オール福岡で東京から持ってこようといったときに、なかなかハードルがあるのかなというところはあります。

委員：その手を挙げるということは、市町村が予算化するということですか。

県側：予算化していただいて、要綱を作っていただきます。

委員：求人数が大体300程度、令和3年はちょっと少ないですけど、300程度ある中で、マッチングサイトにはある程度求人数があるにもかかわらず、移住支援金自体の受給者は現状1名いるかどうかというところということは、拡大されたということですけど、現在、移住支援金の要件が、3ページですかね、2のところに記載いただいていますけど、どこがネックというか、どこで引っかかって支援金が得られないということが多くあって、何か傾向等がございましたら教えていただけますか。

県側：まず、来られる方が、基本は、今拡充して3大都市圏ということで、3大都市圏

に5年間連続して、基本は5年間連続して住所を構えているということが一つございます。

それから、やはり来られる職種が、そこにおられる方が入ってきて、まさにマッチングサイトに出ている仕事とぴったり合うかどうかというか、まさにマッチングの部分もあると思います。一番大きいのは、対象エリアが決まっているということと、それと継続して5年間住んでくださいという約束をしていただくというところがございます。

委員：5年以内に転出などしたら返還か何かが必要なのですか。

県側：返還が必要です。

委員：これは仕事をマッチングして、移住してもらったらお金が出るということですね。

県側：基本の考え方はそうです。

委員：そのときに、例えば住むところとか、そういうところも何かそれぞれの自治体でセットで考えているのですか。

県側：制度上セットでということはありませんけど、自治体によってはふだんから移住定住の方が来られた場合には、紹介してというところもございますので、そこは様々かなと思います。

委員：特にその先進的な、県内での一番優れた事例というのはどこですか。

県側：これとセットでそういうふうに行っているというのは、すみません、把握しておりません。

副会長：移住支援金は国としては結構でっかい顔して実施したが、報告にあったように、やっぱりうまくいっていない。これはどうしたらいいですか。

県側：我々の立場でいけば、移住支援金より求人のマッチングサイトの最大限効果を出すということだと思えるので、これはまだ始まって2年と考えるか、まだ2年と考えるかだと思えるのですけれども、限られた2年の中でも、さっき申し上げたような、着実にサイトをきちっと見てもらえるような状況になりつつありますし、応募者もいるが、最後のマッチングまで至らない。面接で落ちている方もいらっしゃるという部分もありますので、そこは最近見えてきた課題ですので、別事業で県の就職支援のセンターとかもありますので、そういう関連事業と連携しながら全体で効果を出していくという、現場側の努力は引き続き我々の立場としてやれるかなと思います。

副会長：国のスキームを乱す必要はない。

県側：まだそこまで我々が言えるような材料が、マッチングサイトの部分では、あまり、そこまではないかなと思います。

副会長：支援金のことですか。

県側：やはり全国的に活用が少ないという話でございますので、ちょっと話が出ました

けども、周知が必要な人に届いていない可能性はあるかなとは思いますが。我々の県としましては、先ほどからありますけども、参加市町村が多くないと、よその県は100%なのに、福岡県はやっているところとやっていないところがあるということになると、ちょっと使いづらい。周知もしづらいというのがある。そこはやっぱり市町村数を増やしていきたいと思えます。

委員：企業だけじゃなくて、例えば新規就農とか、山の中で仕事をするとか、そんなのは対象にできないですね。

県側：実はそこは県が独自で今年から拡充しております。人材不足の職種を対象にするというふうにはしております。ただ、何でもいいわけではなくて、県の事業を通してやっていただく、入っていただくというようなことで、ちょっと要件はありますけども、農業の就農というのにも対象にさせていただいています。これは県独自です。

委員：いずれにしてもその都市圏から人を呼ぶというのは、県全体、自治体にとっても非常に重要な課題ではあるので、せっかくだから、もう少し成果を上げるように、私は知りませんでしたので。

副会長：ぜひ活用してください。ありがとうございました。  
それでは説明をお願いします。

(県側説明)

### ③ 美しい県土形成推進事業

副会長：それでは、皆さんのほうから、御意見、御質問をお願いします。いかがでしょうか。じゃあ、私のほうから二つ。一つは、これのスキームで、実際のところの、例えばその建築協定につながっているとか、地区計画につながっているとか、景観上、物理的に実際形成に至っているケースがあるのかどうなのかというのを聞きたいのが一つ。

それと、もう一つ、美しい県土形成、ぜひ推進してほしいですが、県として役割を考えて、例えば県道の事業に付随してやるとか、連続立体交差事業に付随してやるとか、社会資本整備総合交付金なんかがつくところの中に併せてこの景観をきれいにしていくというのは、県としても積極的にアプローチしやすいし、つくりやすいように見えるのだけど、こういう市町村やNPOの意向をとというのもいいのだけど、もうちょっと能動的に生かすようなメニューもあってもいい感じがする。その点、実績がありますかというのが2点目にお伺いしたいことです。

県側：まず、景観条例とか地区計画についてですけれども、景観条例、いわゆる自治体がつくる景観計画と言い換えてもよろしいかと思えます。こちらは実は実績はもうございまして、15の市町が景観計画をつくっております。地区計画について

は、特に景観、それに特化した地区計画というのではないのですけれども、ただ、それはあくまで特化したというものであって、地区計画の中に、例えば緑地を設けるとか、そういったのを特記していくことというのは可能で、そういった地区計画は実際にあります。それは私も実際に見ているところではありますので、実例はあると思っていただいて問題ないかと思われまます。

もう一つが、県道、いわゆる公共事業に付随してという御指摘ですけれども、美しい県土形成推進事業は、ソフト対策を主にした取組ということになっており、実はハード整備の、これはちょっと違う事業になるので今回入っていないのですが、景観整備事業というもありまして、これは県の施設を整備するときに、いわゆるグレードアップ、景観計画とか、いわゆるワークショップとか、そういったまちづくりの方針に基づいた景観を守っていくような、あるいはつくり上げていくような事業を行うという制度がございます。

もう一つ、先ほどは県の公共施策を申し上げましたが、市町村のものもそれは大事なものがあるということで、実は別枠予算を昨年度確保しております。実際に実例としては、例えば柳川市とか、いわゆる川沿いのそういったところを整備していくというものをやっている実例もございます。

副会長：なるほど。分かりました。

その他、どうでしょう、皆さんのほうから。御意見、御質疑ありますか。

じゃあ、僕のほうから、もう一つ。これは実効性を上げていくとなると、結構このまちづくり専門家、コンサルタントみたいな人がうまく動いてくれるかどうかにか結構大きいところが多いと思うのだけど、最近、やっぱりこのまちづくりコンサルも高齢化も来て、いろいろ地道に動いてくれないというのは悩みとしてあるんですけど、その点、この人材確保で、担当課としては、何か工夫されているところはありますか。

県側：実際のまちづくり専門家、現在、福岡県のほうとしても、たしか41名の登録がされておりまして、まず概要の説明からさせていただきますが、部門としては、地域、都市地域計画、景観、町並み、あるいはコミュニティーづくり、それから環境保全、バリアフリー、生涯学習、こういった部門に分けて41名を登録しているという状況です。

先ほど言われた、今のメンバーで高齢化という、ちょっと言葉は変ですけども、そこまでのものは今のところは大丈夫ですけども、実はこの方々がそのままずっとおられるということは、協議会のほうでも実はあるんですけども、いわゆる新陳代謝という言い過ぎかもしれないんですけども、どうしてもまちづくり団体をやっている方というのは、実際に地元で1回リタイアされた方が中心になっているというのが、主な活動の仕方ですから、どうしても若い方を取り込んでいかなきゃいけないというのは、本当おっしゃるとおりです。

ですから、もちろんその専門家のほうも若い方、いわゆる、特に大学の先生とかに協力していただけると助かるなど。あるいはコンサルですね。若手の方とか、助かるなどというのは十分理解しているところです。特に我々のほかの業務でもいろんな知り合いとかはおりますから、そういうときに、こういった業務に興味があるか、ないかと、そういうことも話をさせていただいた上で、必要な部門、あるいはその市町村のほうから要請があったりすることもあります。こういうところでこういういい人がいるのだけれども登録してもらえないかと。実際にそういった形で、登録して、それで市町村にまちづくり専門家として派遣していったこともあります。

副会長：なるほど。よろしいですか。

(「なし」の声)

ありがとうございました。

それでは、続いて、薬物再乱用対策推進事業ですね。事務局のほうから説明をお願いします。

(県側説明)

④ 薬物再乱用対策推進事業

副会長：それでは、皆さんのほうから御意見、御質問をお願いします。いかがでしょうか。

委員：御説明ありがとうございました。刑事裁判に携わる者として、とても有意義な取組だと思います。

それで、質問ですけれども、これは福岡地方検察庁からの情報提供という形のルートが事業スキームにありますけれども、例えばこれは弁護士からこういった制度があるということを情報提供して利用したいというような場合は、そういったルートはないのでしょうか。必ずその地方検察庁からの情報提供を受けて動くしかないのか。その辺りを御説明いただければと思います。

県側：これはあくまで、まず初犯者対象であるということ。それから、これは地方検察庁からの再犯対策ということで、当初、事業提案をいただきまして始めた事業でございまして、現在のところ、スキーム上はあくまでも一応検察庁からの紹介に基づくものという形で運用しております。

委員：ありがとうございました。ぜひ初犯の方について、弁護士からも情報提供できるような仕組みとか、できれば、再犯、初犯の人以外にもどんどん広げていただくような取組になっていただければと思います。

委員：1点だけお伺いしたいのですが、これは8ページで、その成果指標のところ、

令和2年度実績が、支援した初犯者数で、目標80のところ、実績が57となっていますが、この57人というのは、検察のほうからやってくるその人数に対して何%に当たっているのかというのをちょっと教えていただきたいです。

県側：今の57名については、検察庁からの提供をいただいた数そのものでございます。

委員：ありがとうございます。そうすると、100%ということですか。100%の方に対してアプローチという、そういう理解でよろしいですか。

県側：情報提供いただいた方には全てアプローチをしております。

委員：分かりました。ありがとうございます。

委員：追加でお尋ねしたいのですが、成果指標として80と目標が設定されているのですが、この設定根拠を少し教えていただきたいのです。

県側：以前は50人という成果目標を立てていたんですけども、その当時はコーディネーターの人数を3人で50人という形で始めておりました。地方検察庁からの情報提供も増えてまいりましたので、80人にしても受けられるような体制を構築しようということで、令和2年度から導入を図りまして、今年度は5人という形になっているんですけども、コーディネーターを増やしたことにより、それだけ対応ができるということで配置しております。

委員：分かりました。ありがとうございます。通常、こういう行革の成果目標というものと、その担当部署がいろいろな工夫をして、その成果目標をクリアするということが評価されるというのが多分通常に行革ですけども、この事業については、該当者を100%受け入れられるような体制を組むということが恐らく求められていることだと思いますので、成果指標の設定と、それに対するそのフォローアップの仕方というのがほかに行革の事業と違うのかなと思いますので、何かもう少し現場の体制を図るような、何か別のチェックするような指標があればいいかなと思いましたので、ちょっと御研究いただけるとありがたいです。

副会長：そうですね、これは皆さんを信用して、皆さんの説明を聞いて、いい事業をやっているのだなと思いますけど、ざっとこの目標と実績だけ照らし合わせてみると、そんなすばらしい事業をやっているようにはなかなか読み取ってくれないかもしれないですね。

だから、せっかくいいことをやっているのだから、もう少し、しかも先駆的に、何かもうちょっと、いい意味でこの調査票の中でアピールできたらいいと思うのですが、何か工夫できませんかね。事業目標の設置や何かのところ。

県側：御指摘の趣旨はよく分かりました。この事業そのものというのは再犯が非常に多い、特に薬物事犯については再犯が多い、特に全国的に見ても福岡県が多いという状況を鑑みまして事業を始めたわけですので、本当は再犯につながらないという成果を求めるのが一番だと思っております。しかしながら、やっぱりこの薬物事犯って、これは病気ですので、しかもいろんな周辺の家庭環境ですとか友達関

係も含めて、いろんな周辺の環境もうまくいかないとなかなか脱却できないという、非常に難しい事業と考えています。

したがって、ちょっと端的に始める時点で、これは成果指標をつくりますので、どの程度を見込めるのかという目標設定が非常に難しいという実情はちょっと御理解いただきたい。

したがって、これは平成30年から始めてまだ3年ぐらいですので、基本的に執行猶予の皆さん方が対象で、大体3年ぐらいの執行猶予とも見込んでいまして、その執行猶予期間、何とか薬物を使わずに済んだということができれば、一つのそれは成果と我々も考えようとはしているのですが。それは数字的にどう見えていくのかというのは、もうしばらくやらせていただけないかと、ちょっとお示しするのは厳しいのかなと考えております。

副会長：分かりました。これはあれですね、スキームについては、その開催会議の回数を書いたりだとか、研修会をしたりだとか、微調整はしていますけど、基本的な事業スキームは改めずに、これで十分だということですね。

県側：そうですね。

委員：先ほど、支援した初犯者の方は何%に当たりますかということをお伺いしましたけど、それをお伺いしないと、これからはなかなか分かりづらいですね。確かに再犯しないということが最終的な目標だと思うのですが、最初の取組として、やっぱり初犯の方にアプローチして、何とかこの支援の手を差し伸べるという、そこがすごく画期的なところだと思います。

ですから、この目標80とかいうふうになっているけども、ここは80とかじゃなくて、やっぱり初犯者の方に何%アプローチしたのかという、そこを目標値に変えたほうがよろしいのではないですか。100%ずっとやっていますよと。その人数は、例えば令和2年度だと57人でした、実績はという、そういう形にすると。これだと、何の指標なのかよく分からないので。80というのは、多分80人ぐらい出るんじゃないかみたいな、そういうものなんだろうと思うのですが、むしろ成果指標としては、それではないのではないかという感じがします。

多分、その上に、さっきおっしゃったように、3年目に再犯していない人たちが何%とかというのがもし出れば、そういうものも成果指標に上げていくということはあると思いますけど、やっぱり、取りあえず、きっちりアプローチできていますよということが何か成果指標として大事なのかなという感じがするのですが、いかがでしょうか。

県側：御指摘ありがとうございます。確かに情報提供がどの程度あるかというのは、地方検察庁さんがどの程度情報提供されるかということにもかかっていますし、なかなか県でその辺の数字の見込みを立てにくいという事情もございます。実際、提供いただいた方には現在100%対応しておりますので、それをしっかり続けて



いくということを目標としてはどうかという御意見については、非常に貴重な御意見だと感じましたので、検討させていただければと思います。

副会長：以上でよろしいですね。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、産業廃棄物監視指導強化事業です。お願いします。

(県側説明)

⑤ 産業廃棄物監視指導強化事業（掘削調査）

副会長：それでは、皆さんのほうから、御質問、御意見をお願いします。

委員：すみません、5番の事業費ですけれども、令和3年当初予算が令和2年決算時より大体倍増しております。新たな取組が始まるような何か予定とかがございますか。

県側：まず、先ほどの御説明の中で、年間の掘削調査件数はおおむね4件という御説明をしましたが、今年度に、令和2年度から令和3年度に移行することで、まず1件増加しているというのが一つと、実際に何らかの不適正な事業、埋立てが見つかったときに改善の指導を今度していくような形になります。その改善の指導費用も当初の分には見込んでしまっていますので、それが入った形になっております。それで額がかなりずれた形になっています。以上です。

委員：ありがとうございます。

委員：質問よろしいでしょうか。県内のいわゆる安定型最終処分場というのはもう15か所ということでしょうか。

県側：一応調査を始めました時期に15か所だったのですが、1か所ちょっと閉鎖しまして、現在14か所になっております。

委員：基本的に5年に1回調査をしていると。

県側：そうです。

委員：この不適正処理というのは、ちょっと参考までに、具体的にどういう事例が不適正処理になるんでしょう。

県側：この最終処分場というのが、種類が分かれています、この安定型の最終処分場というものには埋めていいものが決まっております。要はそのコンクリート殻とか、プラスチックとか、ガラスくずとか、雨に打たれても性質が変わらないようなもの、こういったものを埋める場所と決まっております。それに、例えば実際はそのほかの木くずとか、そういった有機性のものがちょっと混入したりして埋め立てられるケースがあります。それはその家屋とかを解体すると、その基礎のコンクリートと一緒に壁を取ることがありますので、そういったものが混入して埋め立てられる、それが不適正な埋立てということになります。

委員：この処分場というのは、引き続き今ずっと埋立てを継続されてあるところか。

- 県 側：そうです。
- 委 員：定期的に検査をしているということになるのですかね。
- 県 側：県のほうで許可をした最終処分場についてということになります。
- 委 員：実際はもう、そういう不適切なケースというのはほとんどないと。
- 県 側：はい。一応毎年調査していきまして、不適という判断をした例はあります。実際に平成25年に1件、これについては、やっぱりその埋立地の一手にまともって木くずが埋め立てられていたということで、それについて撤去させることを指導しております。あと平成27年と令和2年にも同じようにちょっと木くずとか紙くずとかが交ざって埋め立てられていたということで、それについて撤去、除去する指導をして改善させているという例はあります。
- 委 員：措置命令まではいっていないというところの目標で達成しているということですね。
- 県 側：そういうことです。
- 委 員：分かりました。ありがとうございます。
- 委 員：今年、熱海市で大変な事件がありましたけど、ああいう産廃の処理について、あのような事件を受けて、例えばスキーム図とか、あるいは対応について、何か変更したところがあるのか、あるいは変更しなければいけないところがあるのかということについてちょっとお伺いしたいです。
- 県 側：それはあれですかね。実際に土石流というか、大雨が降って雨で崩れ落ちるとか、そういうのを御心配という趣旨ですか。
- 委 員：というか、その中に、やっぱりあれは、もちろん業者がいけないのでしょうけど、その前にでもやっぱり、あまりきっちり対応していなかったのではないかというような、そういう気持ちもしないではないです。ですから、例えば、かなり以前にも終了している部分だと思うのですが、以前に終わった部分でも不適正に行われている部分がないのかどうかとかという、そういうような検査とかもしなくてもよいのかという、そういうことと。あとは、ああいう土石流とかもし起こったりしたときには、それはこのスキームの対応ではないという、そういうことになりますか。
- 副会長：これは安定型の処分場を前提にしての話なので、だから、今の話でいうと、仮に安定型処分場で十分設計しているはずだけど、大規模な土石流だとか、工事があるって、地形が随分変わったような状況になって、埋め立てているのが不適切になってしまっているようなケースだとか、そういうことが今のところあり得ているかどうかということですね。
- 県 側：基本的には、土砂と違いまして、廃棄物を埋めるときには、必ず設置の許可の必要性があります。そこで許可をして、実際に埋め立てていって、埋め立てているときには維持管理状況を確認しますし、最後、埋立てが終了するときには、その

廃止の基準というのがありまして、どういう形でちゃんと安定しているかとか、そういったところまで含めて廃止というのを認めています。

ですから、今回の土石流のような形の心配は特にはないのかなとは考えておりません。

委員：分かりました。ありがとうございます。多分あのケースも、よく分かりませんが、廃止の手続をしていたのだらうと思いますが、多分、量を2倍とか3倍とか超えて、それで入れていた結果、ああいうことになったのだらうと思いますので、そういうことは、チェックはこの中でもちゃんとできるのでしょうかということについてはどうですか。

県側：一応この事業については、あくまでも、今、実際に埋め立てて処分しているものに不適正なものが埋められていないかというのを推進している事業です。これとは別に、不適正な現場の改善事業というのは別途やっています、その中で過大に積んだものをきちんと指導するとか、そういったこともやっております。

委員：分かりました。ありがとうございます。

委員：成果指標ですけれども、確かに措置命令に至らないように早期発見して、きちんと指導するということが、0件というのが指標だというのは、それはそれで分かるのですけれども、先ほど御質問も出ましたように、問題が全くなくて、措置命令する必要すらないのか。それともきちんと調査をして、指導を適切に行ったから、措置命令0件なのかという見分けがつかないのですね。

ですから、やはり多分0件を目指すというのはそれでいいのですけれども、それだけでは、この事業が適切に行われているということの証にならなくて、もう少し何か違う形で適正に事業を行っていることを示す方法がないでしょうかということをお尋ねしたいです。

県側：分かりました。そうですね、先ほどちょっと御説明しましたように、実際にはこの事業をやって不適という判断をしたような事例というのは出てきていますので、そういった事例との兼ね合いもこの中にちょっと書かせていただいて、そういった不適切なやつについてはきちんと改善を進めることで、措置命令のほうも0につながっていますよというような感じの少し変更みたいなことを検討させていただければと思います。

委員：恐らく、適切な調査と、あと適宜の改善指導というのが重要だということだと思いますので、なかなか指標の設定が難しいかもしれませんが、何らかそれが定期的に毎年の変化として分かるような形で御検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

県側：分かりました。

副会長：よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

副会長：それでは、中小企業の生産性向上支援事業になります。御説明をお願いします。

(県側説明)

⑥ 中小企業生産性向上支援事業

副会長：それでは、皆さんのほうから御質問、御意見ををお願いします。

委員：2の設備投資の支援のところの補助金による設備投資支援というところで、生産性アドバイザーの支援案件を中心に、県内中小企業に横展開を図るためのモデルケースとなり得る案件を厳選し、補助するというところで、支援案件がどの程度ある中で、どのようにモデルケースとなる企業をピックアップされているかというのがちょっと見て分からなかったもので、教えていただければと思います。

県側：支援案件の選定につきましては、アドバイザーが支援している企業の中から補助金を使いたいという企業を公募いたしまして、手を挙げた企業につきまして、外部有識者等を交えまして審査委員会というのを開催いたしまして、その審査委員会において選定した案件について補助を行っているということでございます。

委員：ありがとうございます。大体どの程度支援案件数があって、その中で、152社に補助金とは。

県側：すみません、152社というのは支援案件ですね。この中から、補助の企業数につきましては、補助金活用については64件が活用していただいています。

委員：64件ということですけど、補助率であったり、補助額であったりと、大規模支援枠と小規模支援枠だったり、コロナ影響だと4分の3、それ以外だと2分の1とかとあたりしますけど。書いてありますね、ごめんなさい。補助件数、大規模が4件、小規模が15件。そしたら、先ほどの64件とはまた別ですか。

県側：一応これは公募のときの目安としてこういう形になっております。予算の範囲で選定できるところは選定しているということでございます。実際大規模型が4件ではなくてもっと来ておりますし、また、大規模型も条件が1,000万円ということではあるのですけれども、実際はもっと少額の案件等もございます。すみません、それを先ほど64件と申し上げましたけど、これはちょっと令和3年度分も入ってございましたので、152件に対しては、64ではなくて、42件になります。

副会長：その他、いかがでしょうか。皆さんのほうから。私のほうから、二つお伺いします。中小企業関係の支援に関しては、結局、経産省は経産省で割と地元と直接やりたがる場所もありますし、制度融資の基本は県が持っているはずなのですが、市町村は市町村で持っている場所があって、言わばいろんなツールが、そ

れぞれそんなに潤沢にお金があるわけじゃないのだけど、並行して動いているようなところもありますよね。それは良さと悪さと両方あるのですけど。

この事業を実施するに当たって、その県内でターゲットを置くべき中小企業をどう把握して、どの辺に力点を置いてやるかというのに、今までどんな工夫があったのか。ないしは国や市町村との間で連携関係があるのかどうなのか。そこら辺をお聞きしたいというのが一つです。

それから、もう一つは、今年、コロナもあったからちょっとどうなのか分からないのですけど、中小企業庁の話を知ると、今まではいろんな状況があって、コロナもあったので、割と中小企業というよりも零細企業、小さいところにずっと流れていく傾向があったのですが、やっぱりそれだとなかなか日本の中小企業が強くないということ、脱中小企業になりそうな比較的大きいところ。例えば、大企業の外国の支社だとか、それから、もうちょっと頑張ると中小企業の範囲を超えそうなところに少し重点的に支援をして、その分、成果を上げていくと。こっちのほうも重視すべきじゃないかということ、かじを切っているということになると、むしろ目標の立て方としては、件数を多くというよりも、もうちょっと絞り込んでもいいので、その絞り込んだ中小企業に対して、少し生産性だとか生産額だとか、そういうようなものを上げていく事業運営の仕方のほうが、今、少子高齢化にむしろ求められているんじゃないかと。こんな見解だと思うんですよ。これに対して、この事業を運営していくに当たってどんな考えを持っておられるのか、お聞かせいただけますか。

県側：最初のところは、国や地方、他の自治体のいろんな制度がある中では、これが逆にどう違うのかということかと思えますけれども。幅広く、ありとあらゆるところの問題にも対応できる。要は5S改善から、事業カラーとか、IT化、そこまで対応、ワンストップで対応できる体制を取っているというところが一番。ほかのところもいろいろ、いろんな制度、生産性向上の支援というのがあるんですけども、ターゲットが限られているとか、あと非常に枠が小さいとか、そういったものがございますので、なるべく幅広くいろいろな企業、製造業だけではなくて、その他の非製造業も対象にしているということが特徴であると考えております。

二つ目の、要は小規模なところから中堅というか、大企業にこれからステップアップするようところに絞り込んだ支援という、そういう方向性に対してどうかということで、我々も、この制度は数としては年間100社ぐらいしか支援できませんので、できれば、多くの企業の中から、先ほど言われましたように、次にステップアップするとかですね。ないしは小規模であっても、非常にここは他の企業の参考になる、モデルになるような、そういったケースをある程度選んで支援していくということを目指しているのですけども、実際のところ、

まだ制度自体が十分PRできていない。コロナの影響もあって結局できていなかったということもあって、まだ、こちらのほうから選ぶほどいっぱい使っていたいていないというところがございます。

コロナも一応、ある程度収束してきていると考えておりますので、これから今までの事例とかを含めて、いろんな形でセミナー等でPRしようと考えております。その中で多く集まってくれば、ある程度絞り込んで、波及効果が大きい企業を対象としていくということは十分考えられるのではなかろうかと考えているところがございます。

副会長：なるほど。このスキーム自体は最初のきっかけづくりというか、幅広く、何かセミナーをしたり派遣したりだとかして、一応この中にも設備導入の支援とかありますけど、それに別メニューも含めてつないでいくという感じになるんですか。

県側：我々の設備導入については当然これを使っていただくんですけども、ほかのところのいろんな支援についても、適切なものがあればそこにもつないでいきますし、他のいろんな支援機関が持っているメニューとかについても、そういうものを使えるものであれば、一緒に連携して支援していく、そういうことになっていると考えています。

副会長：なるほど。その他いかがでしょうか。

委員：支出、歳出額が令和2年で2億3,000万ぐらいある中で、実績がまだ出ていないとはいえ8件という成果指標になっているので、なかなか財政的にどうなのかなというような、財政当局からは言われるのかなと思うんですけど。少なくともこの成果指標の在り方、もう少しちゃんとこう成果が出ているというところの指標の在り方と、あと、改善すべきところは整備されないと、ちょっと厳しいのかなという感じが抜けません。

県側：御指摘ごもっともだと思っております。ちょっと成果のところ、先ほども申し上げましたように、支援の前後で決算書を比較して、生産性が上がったという形で実績を出していくことになっておりまして、実際、その152社、今、支援しているのですけれども、その中で、実態としての決算書が前後で上がってきているところが、すみません、これは向上しているところなんですけども、まだそんなにないんです。これのせいぜい倍ぐらい、20社程度ぐらい。ですので、かなりタイムラグがあるので、その辺の成果指標の在り方とかも見直していく必要があるかと考えております。

委員：わかりました。

副会長：これは見直しとしては、大きくは変えないで、これを維持していくというような形になるんですかね。

県側：一応、組織としては変えませんが、支援の重点をデジタル化のところに注力していこうと。

副会長：なるほど。

県側：デジタル化の支援をできるようなメンバーを加えまして、デジタル化を強化していきたいと、予算のほうが認められたらということではございますけれども、考えているところでございます。

副会長：なるほど。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

副会長：それでは、どうもありがとうございました。

副会長：ちょっとここで休憩をとり、この後どうするか、事務局と相談しましょう。

( 休 憩 )

副会長：事務局と協議しまして、この後、1時間弱になりますが、予定どおり4事業をさせていただきます。

それぞれ御予定がありますので、その都度、どうぞ御退出くださいと。御退出の後、自分の意見、もしくは可能でしたら、退出した分についても、気になるところがあったら、ぜひ御指摘していただいて、メールで事務局のほうに出していただいて、それについて書面上のやり取りをさせていただくという形で、最後、大分少数になるかもしれませんが、進めて、不十分なところは皆さんの書面上のやり取りに助けていただくということにしたいのですけど、よろしいですか。

(「異議なし」の声)

副会長：時間が貴重ですので、少しでも早く進めたいと思います。それでは、事務局、次の事業の説明をお願いします。よろしくをお願いします。

(県側説明)

⑦ 「福岡の食」魅力発信事業

副会長：それでは、皆さんのほうから御質問、御意見ををお願いします。

委員：これは成果指標で、フェアの売上げ額がレストランの成果につながるというお話なんですけども、ちょっと関係が。

県側：もちろん福岡の食の魅力を発信する場でアンテナレストラン福扇華を使っております。今、東京の外食事業者などに福岡フェアを開催してもらおうということをか

強くやっているのですが、やはりそのシェフに福岡の食を味わってもらい、実際に体感してもらって福岡のよさを分かってもらう。そういうことによってフェアにつなげていくというような考えを持っておりますので、そこはしっかりフェアを開催していくというところを目標値にさせていただいているところでございます。

委員：いや、なかなか、実際その県の予算を使ってそういうことをやるべきなのか。もしくはその民間あたりの協力を仰いで目標を達成すべきことなのか。なかなか難しいところかなと。県の予算を使うのであれば、県の予算を使うのりもしっかりとした目的というか、目標というか、そういうしっかりとした成果が必要なのだろうと思うのですが、何かちょっと成果の結びつき方が少し曖昧かなという感じがしないでもないです。

県側：なかなか成果の指標をどこに持っていくかというのは非常にちょっと難しいところがあります。もちろん課としては、福岡の食をやはり首都圏、関西圏、そういったところにしっかり売り込んでいって、取扱高を増やしていくというのが課全体設立の目的になっておりますので、そういう中でレストランを運営させていただいているところがございます。

レストランの運営につきましても、現在、賃借料を県が負担して、事業は業務委託で事業者が委託料0でやってもらっているというような形でございます。そういった中で、しっかりPRして、福岡の食を売っていくというのが全体的な目標ですので、そちらのほうの目標指標を掲げさせていただいているという形でございます。なかなか目標の設定が難しく、どちらかというところ、課全体の目標に近いところはあるかとは思いますが。

委員：確かに指標の設定は難しいと思うのですが、これは二つの事業が入っているんですね。それぞれちょっとスキームも結構違うもので、県産酒のほうは、これは認知度向上だけで、特に販売費のほうは見ないということでしょうか。

県側：いえ、もちろん県産酒を知っていただいて、県産酒をより多く買っていただく、知っていただいて買っていただくというのがまず第1だと思います。ただ、やはり東京、大阪、福岡の方もそうなのかもしれませんが、福岡って全国有数の酒どころなんです。68歳が県内にあるという全国的にも指折りの酒どころですが、そういったところをあまり御存じない方がやはり非常に多い。どちらかというところ九州だから焼酎だろうみたいな、そんなイメージもあって、県としては、やはりこういうイベントをすることによって、多くの方々に、やはり酒どころ福岡というのを知っていただいて、おいしい料理と一緒に、やはりお酒というのはおいしい料理があつてのおいしいお酒ですので、ここら辺は料理とお酒とセットでしっかり売っていきたいということで、こういう催しもさせていただいているところでございます。もちろん消費拡大のほうもしっかり狙ってやっております。



- 委員：「& SAKE」のほうのイベントは東京でやっているのですか。
- 県側：福岡でやっております。
- 委員：東京ではやっていないのですね。
- 県側：東京ではこういう大きなイベントはまだやっていないです。
- 委員：すごくいい企画だなと思っていて、今、コロナ禍でできないんですけど、また始まったら行きたいなと思っているのですが。
- 県側：ぜひよろしくをお願いします。
- 委員：せっかく福岡フェアを東京で開催しており、同じ事業でやっているのと、そこを結びつけて、県産食材と一緒に県産酒もぜひほかのいろんなレストランで扱ってもらおうというようなことをやらないと、せっかく、何か二つの事業がばらばらに動いている感じで、それぞれのほうでつかまえた人たちを両方というような、もう少し効果的な事業のやり方と、あと、それができるようになったときに、成果指標でどういうものを見るかというのはもう少し御研究いただけないかなと思いますので、お願いできればと思います。
- 県側：「& SAKE FUKUOKA」はそれこそ大イベントで、2日間で1万4,000人ぐらい集めてやるイベントです。やはりあれぐらいの規模のイベントをできれば本当に東京でやりたいという思いはありますが、福岡が酒どころというのは、やっぱり地元福岡の人もそこまで認識している人ってなかなかいらないというか、そういったところもありまして、福岡が酒どころということを県内でしっかり知ってもらって、それからやはり、今後、もちろん当課はもう販売促進課ですので、外食事業者さんに福岡フェアをやっていただくときは福岡のお酒というのももちろんPRしながら売って行って、できればもう入れていただくとか、そういう活動もしていますので、そういう形で、できれば福岡の食とお酒とセットでしっかりやっていきたいなとは思っています。御指摘ありがとうございます。
- 副会長：その他、いかがでしょうか。
- これは日本酒のフェスティバルでいうと、県でいうと、あれですね、新潟県が日本最大級と言われてずっとやっていますよね。あれに比べると、大分少ないですかね。でも、やっぱり日本一を目指して、どうせやるなら頑張ってもらいたい感じがしますけどね。何か変な励みは必要ないですけど、楽しげな励みがあって、それは対抗できるというので、そのぐらい頑張ってもらいたい。
- 県側：分かりました。ありがとうございます。
- 副会長：沖縄とか北海道には及ばないですけど、やっぱり福岡の食材はもう既にいろいろ浸透していますけど、やっぱりアンテナレストランでいろいろ講習会をやるというのは有効なツールなんですか。
- 県側：この研修会は、レストランのスタッフの研修です。アンテナレストラン福扇華で

福岡の食材を使ったメニューを出す際に、そのメニューがどういう工程で生産されたのかとか、どういうことでこの食材が生まれたのかとか、生産者の思いであるとか、ただ料理を提供するだけではなく、その素材の持っている本当のおいしさとか、そういったものも、スタッフたちにしっかり知識を持ってそういうことを語っていただいて食してもらおうと。そうしないと、県としてレストランをやっただけでは、やはり認知度向上とか魅力発信につながりませんので、レストランのスタッフへの研修をしっかりとやって、食材について語れるというようなスタッフの育成をさせていただいているところでございます。

副会長：分かりました。ありがとうございます。以上です。ありがとうございます。  
続きまして、英語教育強化推進事業ですね。よろしくをお願いします。

(県側説明)

⑧ 英語教育強化推進事業

副会長：御意見、御質問をお願いします。

委員：ちょっとイメージが湧かないので教えていただければと思うのですが、イングリッシュ・チャレンジというのは小学校ごとに何か業者が来てやるようなイベントですか。

県側：イングリッシュ・チャレンジは、県内の3ブロックですね。福岡と北九州エリア、筑豊と京築エリア、あと南の筑後方面のエリアの3か所で大きな会場を用意しまして、その会場ごとに60名ないし80名ぐらいの参加者を募集する形で、希望者参加制という形になっております。

参加した子供たちは、2日間にわたって、初日はオリエンテーションとか、あと英語のコミュニケーションのワードを学ぶ体験をします。2日目はその学んだワードを生かして、ALTといいまして、ネイティブの先生との交流や子供同士で英語の交流をするということで、英語を学ぶ楽しさを学んで帰ってもらったイベントでございます。

委員：ありがとうございます。

副会長：私のほうから大きく2点。コロナのために実施できていない部分があるので、それはもうしょうがないので、コロナ明けの成果を期待しているというのが一つですね。

それから、全体の事業を考えたときに、私が一番、あったほうがいいかどうか微妙だと思ったのが、教員のイングリッシュ・セミナーなんですね。

例えば、大学ですけど、私のゼミで一番英語が下手だと言われているのは私なんです。少なくとも発音とかその他はもう若い子のほうがうまいので。多分教員も、最近、私より若い人が多いからうまいかもしれないけど、しかし、本人が少

し練習して上達するよりは、直接、子供にダイレクトにそういう機会を与えたほうがプラスになるかもしれませんよね。

ただ、教育をする人自身が自分もセミナーを受けて向上するのだというモチベーションを持つこと自体は、やっぱり英語力の向上にプラスかもしれなくて、このところのスキームをどのぐらい大事にするか。それともあくまでも児童に直接アプローチできるところを強化するかによって、ちょっとこの事業スキームは変わらと思うのですが、現時点ではどうですか。やった感じでいうと。

県側：小学校の教員については、中学校の英語教員と全く状況が違って、中学校は教科専門で英語の訓練を積んで教員になっています。小学校の先生は、国語、算数、理科、社会、全部教える担任制を取っています。この指導要領で英語が入ることになってからの世代は、養成段階からしっかり学んできていますし、若い世代、英語をスムーズにしゃべれるようになっていきますので、そこについては、我々がこういう面的な研修をしなくてもいいのかなと思っています。ただ、上の世代、英語をやる前提じゃない時代に免許を取っている人たちはかなり苦手意識を持っていて、先生が恥ずかしそうにしているとか、ぎこちなくしている様子は、子供たちにこれからコミュニケーションの楽しさを教えようというときにいかなものかということもありますので、そういう先生たちのキャッチアップといえますか、底上げには、この過渡期の間の研修セミナーというのは有意義なものだと思っています。将来的には養成の中にしっかりした人が入ってくる時代になれば、こういったものは……。

副会長：要らない。

県側：細めていっていい事業かと思います。

副会長：他、どうでしょう。

(「なし」の声)

副会長：よろしいですか。じゃあ、どうもありがとうございました。

では、続きまして、競技スポーツ活性化推進事業ですね、お願いします。

(県側説明)

#### ⑨ 競技スポーツ活性化推進事業

副会長：それでは、順番に御質問をお願いします。

委員：そもそも論でちょっとお伺いしたいのですが、この事業、資料では、事業開始年度は令和元年になっているのですが、成果指標では平成30年とあります。これは事業が変わったのですか。

県 側：そうですね、事業ですね、様々組み替えていながら、国民体育大会は昭和21年から、ずっと古い大会でありますので、成績というのはずっと昭和21年からあっております。この協会事業、競技スポーツの活性化事業というものは組替え、組替えをしながらずっと続けておりますので、令和元年度から今のスキームになったということで書いております。

委 員：平成30年度までのスキームとどこが違っているのか。

県 側：昔は、小学生の発掘事業が別の事業とくっついていたり、あるいは新たにふるさと選手制度の事業を付け加えたりというような、事業をスクラップ・アンド・ビルドしながら、より効率性、効果性を高めるという事業に変えていっているところ です。

委 員：ありがとうございました。恐らく、スキームを拝見する限り、コアになる部分はかなり前から続いているのだろうなというのは想像できます。行革の仕組みでいきますと、やはりそれぞれの事業が始まってからそれが終了するまでをきちんと成果を見る。その事業がもし仮に引き継がれることがあったとしても、やはり続きの部分は続きの成果をきちんと見るというのが本来確認する作業だろうと思います。この事業がそうだというつもりは全くありませんが、うがった見方をすると、看板を付け替えたなら、事業をいつまでも継続できるのではないかというようなことになりかねないので、やっぱり仕組みとしては、どこからどこまでが継続部分で、どこから変わったとかということが分かるような形で、これはむしろ事務局にお願いすることかもしれませんけれども、フォローできるような、フォローアップできるような形が望ましいのかなと思いました。

ちょっとフォローの部分で成果指標が見られないというのはもうやむを得ないことだと思いますので、この部分については、今回は評価が難しいと思っております。

県 側：ありがとうございました。

委 員：何か成果指標がちょっと飛躍し過ぎじゃないかなという感じがしないでもないですけど、やっぱりこの事業によって、例えば、総合成績というのが左右される要素というのはそんなに大きいのですか。

県 側：国民体育大会の出場選手は、中学校3年生から大人までの、非常に年齢層の広い選手が出てまいりますので、当年度だけの強化ということよりも、やはりその前の段階から、選手を、その競技に向いたというか、その競技の特性を持った子供たちをその競技に向かわせるというような仕組みも必要ですし、せっかくその競技を始めた子供たちについては、その持っている能力を最大限に高めるという仕組みも必要と。そういうところで小中学生というところに当てはめております。また、国民体育大会8位以内の入賞というのは福岡県の大きな目標でございます。これはなぜか。そこに書いてあるとおり、都道府県対抗の総合体育大会というの

はこの国民体育大会しかございませんので、これは全国47都道府県全て、県の指標としては、この国民体育大会の総合成績を用いております。

委員：8位以内の目標を達成するための事業がほかにもあるということですか。

県側：例えば、これはうちの事業だけではないのですけれども、タレント発掘事業というものもございますし、あるいは当年度の選手に向けた強化事業というものもあります。

委員：分かりました。目標は目標でいいのですが、目標と成果指標って何かそのイコールでいいのかなというところがあり、ちょっと大き過ぎるかなと思います。なかなか判断の指標としてはどうかというところがあります。もし御検討いただければ。

県側：ありがとうございます。

委員：8位に入ったらいいなと思いつつも、絶対お金をかけたら成績が上がるかと言われるとどうだろうと、ちょっと分からない部分がある。これも同じくどの団体に幾ら支援するというのは、過去の実績を見て、何らか、第三者、有識者会議等で公平に割り振られて、成績が上がりそうなアスリートの方に適切に配分されるような仕組みが一応整えられているという理解でよろしいですか。

県側：成績というものは数字としてはっきり現れますので、これを事務局としてたたいて、あとは選手強化推進実行委員会ですね。外部の方々も交えた実行委員会がありますので、そちらに諮り、決定をしていくというようなスキームになります。

委員：ありがとうございます。

副会長：じゃあ、私から端的に三つお伺いします。

一つは、この国体における総合成績ですね。あれは一時、やっぱりもう国体はそんなに入賞しなくていいのではないかと、こだわらなくていいという流れがありましたけど、しかし、その見直しの流れも最近ちょっと減って、県全体の底上げには、やっぱり国体を目標に底入れしたほうが結果的にうまくいくのだという意見が結構出てきています。それはやっぱり、これを目標に掲げるということはそういう認識なのかというのが1点ですね。

それから2点目は、事業費がちょっと聞き漏らしたかも、令和3年度で2倍ぐらいになっているのですね。これがどういう経緯になって、これが高止まりするかどうかなのかというのが2点目で、その要因が何かと。

それから三つ目は、私は福岡のスポーツ協会はよく分からないのですが、それこそ文科省関係者とかで全国のスポーツ協会系のところに行くと、やっぱりなかなか大変な組織だと。いろんな事情があつてですね。というのがあつて、ここがなかなか思いどおりにいかないような趣旨のことを聞いたりだとか、見直しができないようなことを聞いたりだとかすることがありますが、ここはスポーツ協会の委託と、それから競技団体の中渡しとと思っているわけですけど、県として工夫さ

れているところがあるのかどうなのか、そこを聞かせていただけたらと思います。

県側：まず、3点、今、御質問がございました。

1点目、国体の成績は、御指摘のとおり、高知国体、橋本知事が、決して1位を取る必要はないというところで結果的に1位は逃しましたけども、そこだけなんです、実は。あとは全部、開催県が優勝している。やはりやるからには優勝するという流れでどこもやっております。

国体の総合成績というのは、県の競技力の指標というところですけども、特に福岡県はスポーツ立県ということで、福岡県のスポーツを元気にすること、そしてスポーツを通して県民を元気にすること、これを大きく掲げております。スポーツで県民に夢や希望とか感動というものを届けられるという大きな目標に向かってやっておりますので、トップアスリートを育成するということが県の使命であり、その指標としての国体であり、こだわっております。

それから2点目、決算と当初予算が2倍ぐらいの開きである。実はこれはほぼ同額だったんですが、コロナの関係で様々な事業ができなかったというのが昨年度ですね。遠征事業であるとかですね。あるいは先ほど言いました国体のふるさと選手、例年は30名から40名ぐらい支援していたのですけれども、冬の国体だけということで4名にしか支援ができなかったというところもあってこういう額になっておりますが、予算的には変わらない額、この額で来年度もと考えております。

それから県のスポーツ協会の事業、実は私もここに来る前は3年間、県のスポーツ協会におりました。他の県はどのような形になっているかは詳しくは存じませんが、福岡県は県の行政とスポーツ協会というのは非常に密接に連携をしておりますし、意見の交換もスムーズにできると。ですので、私ども県の行政の意見も十分に酌み取っていただきながらこの委託事業を受けていただいているというような状況になります。

副会長：ありがとうございます。以上です。ありがとうございます。交通事故総量抑制総合対策事業ですね、説明をお願いします。

(県側説明)

⑩ 交通事故総量抑制総合対策事業（飲酒運転撲滅対策事業）

委員：この安全教育はどういうような場面でなされているのか。あと、今年予算は、四つのコンテンツをまた新たにつくられる予算と解釈してよろしいのか。来年以降は基本的には事業費はゼロ予算ということになるのでしょうか。

県側：1点目のどういう場面で使うかという点については、最初に申しましたとおり、当初は若年者に対して危険性を理解させるということで、学校などにおける交通

安全教育で使うというところが多かったのですが、今は、それこそ危険性を高齢者にも知らしめるのも重要です。実は南区の運転免許試験場に、ふっけいコアセンターという教育施設があり、様々な体験型の機械が置いてあります。そこに講習に来られた方であるとか、いろんな団体の方や、交通事故の抑止を学ぼうと行って来られる方に体験していただくことができます。もしくは、現在保有しています15台の機械を各地区に配分していますので、警察署でも同様の活動を行うことができます。また、県警察では、1台トラックを所有しており、同トラックは出前型の教育ができるものでありまして、今言いましたふっけいコアセンターに置いてある機械をそのトラックに積むといったやり方もしていますので、いろんなところで活躍しています。

今後、コンテンツは四つ増やすと言いましたけれども、予定としては、その後はないのですが、四つのコンテンツで考えているのが、事業者目線であるとか、通報してくださいといった通報者目線で今やっています。そこに力を入れていますので、それが浸透してくれば別の目線のものも検討したいとは考えています。

委員：これはコンテンツの費用ということですよ。

県側：今回はそうです。コンテンツを四つ増やしておりまして、その費用であります。

委員：ありがとうございます。頑張ってくださいと思います。

委員：福岡県民として、飲酒運転がなかなか減らないのをずっと見てきていて、確かに今回、デジタル技術を活用して、もっと深層心理に働きかけるような形で打開できないかなと期待を寄せているところですが、他の自治体と福岡県が、何が違うのかというのがよく分からないんです。恐らく人間の生き物としての仕組みを考えると、ゼロにはなかなかならないので、もう将来的には技術で超えてもらえないのかなとか。例えば、飲酒をしたらもう車が動かないとかですね。あるいは自動運転になったら大丈夫だとか。そこに行き着くまでに、我々がどうやって事故をなくすかってことなのかなと、お話を伺いながら思っていました。ほかの都道府県と比べて、福岡県が独自に抱えている飲酒運転に関する課題というか悩みというのは、原因はどこにあるのか、分かれば教えていただきたいと思うのです。

県側：なかなか非常に難しいところがあると思います。何で福岡が多いのかということは、なかなか分かりにくい部分もあって。例えば東京とかと比べると、人口の率でいうと福岡は当然多いです。となると、交通網が発達しているか、発達していないか。車で飲みに行くとか、郊外型の飲食店が多いとか、そういったこともいろいろあると思います。

我々、取締る側としては、そういった分析をすると、やっぱり、飲食店の意識として、車で来たら「帰ってください」とはなかなか言いにくいので。だから、今回、条例を改正しまして、そういった方に通報の義務を課すと。また、我々の取

締りも、分析した道路で、発生する時間にと締りをするとか、こういった対応はやっていますけども、先生がおっしゃったように、何で福岡が多いのかというところはなかなか難しいところでもあります。

委員：ありがとうございます。確かにお店側の意識とかもあるのかもしれませんが、一つは、先ほどおっしゃった街の形とか、繁華街と住居地域との距離感とか、いろいろな要素もあるのかなと思ひまして。

県側：飲酒運転の事故が発生する場所を見ると、大体似通っています。繁華街から郊外に出る途中に事故を起こすことが結構あるんです。繁華街でお酒を飲んで帰宅途中で事故を起こすとか。そんな状況を見ると、やっぱり、今おっしゃった、街の形、県の形というのも一つの要因ではあると思ひますね。

委員：まちづくりから変えないといけないということなのかもしれません。

県側：なかなか地理的なものとか交通とかは変えられないですが、例えば運転代行業をうまく使うとか。今回の条例にもありますが、飲食店側としては、運転代行とか、知り合いに運転してもらおうとかいうのを確認する義務とか、飲酒運転防止措置に関する内容を入れています。福岡県の街の特徴を踏まえて、公共機関がないところでお酒を飲むなというわけにはいかないので、そうなるとうまいったのを使ってくださいよ、お店側はそれを確認してくださいよというようなところを徹底していくというのが今回の事業の一つの目的でもあります。

副会長：私、聞かせていただきまして、この指標もそうですけど、お話が説得的で、特に本当、昭和40年ぐらいから、今日お話ししていただいた長期トレンドの話と、直近のこの数字を見せていただくと、長い目で見れば、今回のこれが非常に効果を持っていると。しかし、絶対水準でいうとまだ全国7位、まだまだ減らさなきゃ駄目だというのは、まさにお金を使うほうとしては、やっぱり頑張ってもらいたいねという感じになるので、うまい説明の仕方だと思ひます。実際そうだと思ひます。

あと、私が素人的に思っただのは、今度、四つつくるのですが、それこそ今、デジタルを強調しているでしょう。高画質のほうにいつているのですよね。ディズニーランドのアトラクションもどんどん画質、画像がよくなってきて、3Dから、それこそ4G、5Gになっている。だから、四つつくるよりは、高画質の、子供が体験できるような感じのアトラクションっぽいのを思い切つてつくるとか。要するに、画質を上げてデジタル時代の県のアピール行政も兼ねてアピールするという観点もあったほうがいいかなという感じがしましたけどね。免許更新か何かのときに、ちょっと罰則があると見させられますよね。あれで確かに随分反省しました。やっぱり、言われたのを聞いていて、どんどん画質が上がってきているので、そこをだから何かちょっと頑張ってみるという方向も、予算要求、ありそうな感じがします。



県側：そうですね、先ほど、お話しした南区の運転免許試験場にあるふっけいコアセンターという教育施設に、実際、アトラクション型と言えるかどうか分かりませんが、テレビ画面が縦横にあって、横断歩道の渡り方を実践させるようなシュミレーターがあります。実際、手を挙げると車が止まってくれるのですが、車の陰からバイクなどが出てきて、事故を起こしたり。そういうシュミレーターがありますが、ディズニーまではいっていません。もうちょっとディズニーに近づけたという感じはします。確かに視覚に訴えるという、そういうふうにしていかないと今後はいけないのかなという気がします。

副会長：ぜひ全国に先駆けて頑張ってください。

県側：分かりました。

副会長：ありがとうございます。

事務局：本日は大幅に時間を超過してしまいまして、大変申し訳ございませんでした。今後の流れとしましては、今日お示ししました答申の方向性に、こういった形で、事務局で答申案を作成いたしまして、次回の審議会で審議していただくこととなっております。次回の第7回行政改革審議会は11月29日月曜14時から開催としておりますので、出欠の回答について、17日水曜日までいただければと思います。本日はありがとうございました。